

令和3年第2回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年3月2日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	福田浩二君	2番	大金清君
3番	川俣義雅君	4番	益子純恵君
5番	小川正典君	7番	益子明美君
8番	大金市美君	9番	川上要一君
10番	阿久津武之君	11番	小川洋一君
12番	鈴木繁君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	藤浪京子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	大森新一君

子育て支援課長	薄井和夫君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	板橋文子君	生涯学習課長	小松重隆君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	笠井真一	書記	金子洋子
書記	佐藤武		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鈴木 繁君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、小川洋一議員及び1番、福田浩二議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（鈴木 繁君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から15日までの14日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から15日までの14日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木 繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

最初に、請願陳情の取扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに、請願及び陳情等の提出はございませんでした。

次に、前期定例会で採択した陳情の処理経過及び結果について報告いたします。

12月定例会で栃木県社会保障推進協議会会長から提出のあった、国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情書を採択し、国による「妊産婦医療費助成制度」創設を求める意見書を可決いたしました。

この意見書につきまして、12月7日、内閣総理大臣外5名に提出いたしました。

次に、南那須地区広域行政事務組合について報告します。

2月15日、南那須地区広域行政事務組合議会定例会が招集されました。定例会では、令和3年度一般会計当初予算や条例改正など7議案が審議され、原案のとおり可決されました。

令和3年度一般会計当初予算は、前年度比5,100万円減の22億4,100万円となりました。那珂川町の負担金の額は、前年度比625万円減の7億468万円であります。

また、令和3年度広域行政事務組合病院事業会計予算は、29億4,400万円となりました。

一般質問では、川俣義雅議員と大金市美議員2人が質問を行いました。

次に、栃木県町村議会議長会について報告いたします。

2月2日、正副会長会議が開催され、令和3年度事業計画、一般会計予算及び議長会議について、内容を協議いたしました。

2月16日、第3回議長会議及び議長研修会が宇都宮市の自治会館で開催されました。議長

会議に先立ち、議長研修会が行われ、県政講話として、栃木県知事の福田富一氏から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、これまでの国や県内の発生状況や警戒の指標などについて講話がありました。

議長会議においては、全国町村議会議長会自治功労者表彰があり、野木町及び上三川町町議2名が表彰されました。

全国町村議会議長会より選挙公営に関する条例の制定状況が報告されました。那珂川町においても、この3月定例会において議案が上程される予定ですが、令和3年1月1日現在、全国926町村のうち537町村が制定済みで、令和2年度末までには77%の715町村が制定済みとなる予定であります。栃木県内の状況では、令和3年度までに全ての町村の11町村が制定される予定であるとの報告がありました。

また、令和3年度町村議会議長会の予算を決定いたしました。

次に、慶弔関連について報告いたします。

去る2月6日、元町議会議員の益子輝夫氏がお亡くなりになりました。

益子輝夫氏は、平成22年5月から平成30年4月までの2期8年、那珂川町議会議員としてご尽力されました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

次に、前期定例会から今期定例会までに議長として出席した行事等について報告いたします。

詳細は、お手元に配付した報告書のとおりですが、主なものを申し上げます。

2月9日、令和3年第1回町議会臨時会が招集され、1議案を可決しました。

上程された議案は、ワクチン接種に係る準備費用、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための営業時間短縮協力金、新成人者への特別支援金に係る費用として、総額1,900万円の補正予算を議決したところですが、早期の事務執行を望みます。

2月11日及び27日、「那珂川光のイベント」のオープニングイベントとクローズイベントに、議長として出席しました。

馬頭南町の飯塚邸周辺で行われた、従来のイルミネーションとは一味違う、ランタンや提灯、和傘を活用し、芸術的に斬新な光のイルミネーションでした。コロナ禍ではありましたが、多くの町民が明るい気持ちになったような、見て感動するイベントでした。

最後に、12月定例会以降、議長への報告のあった各委員会の開催状況については、配付した資料のとおりですが、その概要について報告いたします。

総務産業常任委員会は、12月2日、3日、25日、令和3年2月16日の4回、教育民生常任委員会は、12月3日、23日、令和3年2月17日の3回、委員会を開催しました。

議会広報特別委員会については、議会だより第62号の編集等のために3回開催され、2月10日に発行されました。

議会運営委員会については、議会報告会に関してや臨時会、定例会の運営協議のため、3回開催いたしました。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鈴木 繁君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、おはようございます。

令和3年第2回定例会にご出席をいただき、ありがとうございます。

昨年から世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症につきましては、2回目の緊急事態宣言が発令され、栃木県では2月7日をもって解除されましたが、首都圏の1都3県では、新規感染者が減少傾向とはいえ重症化率は依然高く、また、変異型ウイルスの感染が確認されるなど、予断を許さない状況にあります。

那珂川町といたしましても、引き続き感染予防の啓発に努めながら、今後は町内医療機関との協力の下、ワクチン接種の推進を図ってまいりたいと思っております。

さて、昨日1日から7日まで、春季全国火災予防運動の実施期間となっています。

この時期は、非常に空気が乾燥しており、火の不始末等による火災が発生しやすい時期でもあります。

県内では、足利市で2月21日に山林火災が発生し、305世帯に避難勧告が出されました。消火活動は1週間以上にわたり、100ヘクタールを超える面積が焼失したとのことであります。南那須地区広域消防も、連日、消火活動応援に出動いたしました。

昨日、やっと火災鎮圧が宣言されましたが、住宅街近くの山林火災だったため、付近の住

民は不安に過ごされたことと思います。

那珂川町におきましても、1月31日の芝焼き以降、火災が相次いでおります。

2月13日、14日には、小口地内の河川堤防敷地の火災が相次ぎ、20日の健武地内の山林火災は、山奥で消防水利が離れており、2次出動が発令されるなど、消火活動は困難な状況が見込まれました。各消防団の連携により、数百メートルにわたって消防ホースをつなぐことで水利を確保し、迅速に消火活動ができたため、被害を最小限に抑えることができました。

消防団員の皆さんの活躍によって大規模な火災に至らず、改めて、心から敬意を表したいと思っております。

また、2月13日の深夜に起きました地震では、小川地区で震度5弱を観測、速やかに町職員を招集、直ちに災害警戒本部を立ち上げ、状況の把握に努めました。

幸いにも、今回の地震による人的被害はなく、町内の一部で停電が発生しましたが、午前1時50分には復旧し、住民生活への影響は最小限にとどまりました。

東日本大震災から10年が経過しましたが、今回の地震は、災害に対する教訓を再び思い起こすような出来事でありました。

那珂川町といたしましては、那珂川町地域防災計画に基づき、行政区における地区防災計画を整備し、地域住民による自助・互助・共助・公助により、住民の安心・安全の確保に努めているところであります。

また、今年度の事業において、避難所となる町内の小・中学校及び高等学校に防災用の備蓄倉庫を整備いたしました。そして、感染症対策を考慮し、安心して避難・滞在できるように、室内テントやマスクなどの備蓄品も増やしました。

今後、各行政区における地区防災計画を広げるとともに、避難所の設営等を含め、地域住民と一緒に避難訓練等を実施し、地域の防災力の強化に努めていきたいと考えております。

それでは、12月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細は、お手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

12月11日、馬頭高校より、普通科の授業で栽培した重さ5キロを超える巨大キャベツや、黒キャベツと呼ばれるカーボロネロなどの野菜が贈られました。これらの野菜は、役場玄関に飾り、来庁者にお披露目させていただきました。

なお、巨大キャベツは、道の駅ばとうに出荷され、レストランばとうで食材として使用されたそうで、今後も地産地消のモデルケースとして、馬頭高校生のこのような活動が町の地域活性化につながることを期待しています。

12月11日、那珂川町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。

昨年末から第3波による感染者数の増加、当町における感染者の発生、県内に対する緊急事態宣言の発令と解除などに対応するため、2月22日までに9回、対策本部会議を開催しました。

12月23日、馬頭高校の家庭クラブ委員会より、那珂川町へ新型コロナウイルス感染者などへの差別や偏見を防ぐ運動の一環として、シトラスリボンストラップ200個が贈られました。寄贈されたシトラスリボンは、馬頭高校生の思いを込めて、コロナ禍での差別や偏見をなくす運動を広めるため、役場窓口や正面玄関で配布させていただきました。

12月25日、第70回社会を明るくする運動作文コンテストで、全国保護司連盟理事長賞を受賞した馬頭小学校5年生の石澤孝太郎さんが、受賞の報告に来庁しました。

受賞作品では、私たちと同じ人が、なぜ悪いことをしてしまったのか、原因について考えた結果、心の重なり合いの大切さに気づいた自身の体験がつづられており、大変すばらしい作文でした。ぜひ、この作文にある石澤さんの思いが社会に広まり、犯罪防止に役立ってもらえればと思います。

1月21日、総合教育会議を開催し、那珂川町教育大綱・教育振興基本計画について協議をしました。

教育大綱・教育振興基本計画は、令和3年度からの5か年間の教育行政の在り方や施策を示すもので、その内容につきましては、さきの議会全員協議会で議員の皆様にお示ししたとおりであります。

子どもたちが家族や友人、地域を愛し、社会の一員として自立していくため、豊かな人間性や、自ら学び考える力を身につけられるよう、子どもが笑顔で成長できるまちを目指し、那珂川町の教育行政の充実と発展を図ってまいります。

1月31日から2月28日まで、馬頭市街地で地元商店街の振興や地域活性化のための光のイベントが開催され、商店街が行火や提灯でライトアップされました。

2月11日には、オープニングセレモニー、2月27日にはクローズイベントが開催され、歩行者天国となった会場では、希望の光として、参加者の思いを託した色鮮やかなスカイランタンが放たれ、夜空を彩る光景に、大勢の来場者の目を楽しませてくれました。

2月25日、馬頭小学校の児童を代表して6年生5名が来庁し、パンジーの鉢植えの贈呈がありました。

全校児童で育てた鉢植えは、毎年この時期に、日頃お世話になっているスクールサポータ

一や学校医などの学校協力者や、交通指導員、役場や美術館などの公共施設に感謝の気持ちを伝えるために贈呈されています。贈呈されたパンジーの鉢植えは、役場玄関や1階受付窓口、各公共施設に飾らせていただきました。

終わりに、本定例会には、条例の制定・改廃のほか、令和2年度補正予算、町総合振興計画後期基本計画、施設に関わる指定管理者の指定、令和3年度各会計当初予算など、27議案を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（鈴木 繁君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鈴木 繁君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 大 金 清 君

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員の質問を許可します。

2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） おはようございます。公明党の大金 清です。

新型コロナウイルスワクチン接種が先行し、医療従事者に始まりまして。4月中旬からは高齢者の方に実施される予定でございます。

ワクチンはファイザー社のワクチンで、有効性・安全性については95%ほどと報道されております。また、ワクチンの接種がコロナ感染症の終息の切り札とも言われております。

コロナワクチンの接種は、16歳以上の方が希望すれば接種を受けられるということでございます。コロナの感染の終息のために那珂川町全体で取り組んでいきたいと考えているところでございます。町民の皆様には、ご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

コロナ感染症の予防は、うつさない、うつらないを基本に、3密の回避と手洗い、うがい、マスク等を着用し、コロナ予防に努めてまいりたいと思います。そして、一日も早い終息を

願っているところでございます。

それでは、通告書に基づき、3項目について一般質問を行います。

1項目として、新型コロナウイルスワクチン接種の取り組みについて。

2項目として、新型コロナウイルス感染症に伴う国の補正予算事業の取り組みについて。

第3項目として、八溝地域道路整備構想について。

以上、3項目として質問をしますので、誠実な答弁を期待いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の取り組みについて。

国では、2月17日から医療従事者に先行してコロナワクチンの接種が始まりました。4月12日からは高齢者に接種が始まる予定でございます。

町民のコロナワクチン接種に先立ち、安全・安心の観点から、細目8点についてお伺いをいたします。

1点目、ワクチン接種体制の考え方を伺います。

2点目、ワクチン接種の優先順位の考え方を伺います。

3点目、ワクチン接種の場所について伺います。

4点目、ワクチン接種の実施に当たり、模擬訓練を実施する考えがあるか伺います。

5点目、ワクチン接種は、町全体で何人の方を見込んでいるのかを伺います。

6点目、ワクチン接種の期間は、いつからいつまでを見込んでいるかを伺います。

7点目、ワクチン接種を希望されない方について、町の対応を伺います。

8点目、ワクチン接種に伴う国・県の情報提供を、町は町民に周知徹底をどのように図っていくのか伺います。

以上、8点についてお伺いします。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 新型コロナウイルスワクチン接種の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の見通しは立たず、第3波は穏やかな減少傾向を示しているものの、首都圏では医療現場が逼迫している状況であります。

また、栃木県の警戒度レベルは感染嚴重注意であり、会話するはマスクする運動や3密の回避などの基本的な感染症防止対策の徹底が求められています。

当町では、12月から2月にかけて8名の方が感染いたしました。現在は全員退院し、感

染者はおりません。

このような中、新型コロナウイルスワクチン接種については、予防接種法の一部改正により臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により、市町村が実施主体となり実施するものです。

私からは、1点目と5点目、6点目についてお答えいたします。

まず1点目、ワクチン接種の体制についてですが、健康福祉課内に保健師1名、事務員1名、会計年度任用職員2名から成る感染症対策班を設置します。

接種当日は、町医師団や訪問看護ステーション、救急救命士などの協力を得ながら、予防接種業務を実施する予定であります。接種会場には、医師2名、看護師2名、保健師2名、事務員2名、会計年度任用職員2名の、計10名体制でのワクチン接種を予定しています。

次に、5点目、ワクチン接種の見込人数についてですが、令和3年1月1日現在、那珂川町の16歳以上の人口は1万4,420人です。65歳以上の高齢者は6,161人で、接種率を70%と想定し、おおよそ4,300人を見込み、16歳から64歳までの方は8,259人で、接種率を60%と想定し、おおよそ4,900人を見込んでいます。町全体の接種人数は9,200人、接種率は64%となります。

次に、6点目、ワクチンの接種期間についてですが、4月以降の接種開始を予定しており、国の補助事業の期間の終期と合わせ、9月末までの実施を予定しています。しかしながら、ワクチン供給の見通しが不透明なことから、その状況を踏まえ、予防接種を実施していくことになると思われます。

なお、令和3年2月16日付で、予防接種の期間は令和3年2月17日から令和4年2月28日までと、厚生労働大臣からの指示があったところです。

その他の質問については、担当課長に答弁させます。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） ご質問の2点目、ワクチン接種の優先順位についてお答えします。

2月中旬から、感染リスクの高い医療従事者への接種が始まっています。4月からは、感染すると重症化リスクの高い65歳以上の高齢者、その次に、高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、その後、16歳から64歳までの方となっています。

なお、ワクチン接種については、ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種ができるよう体制の構築に努めてまいります。

次に、3点目、ワクチン接種の場所についてですが、当町においては、貴重なワクチンを無駄なく住民へ接種できるよう、集団接種で実施する予定です。接種会場は、健康管理センターと小川総合福祉センターすこやか共生館を予定しています。

また、高齢者施設入所者等の接種につきましては、嘱託医との調整を進めてまいります。

次に、4点目、ワクチン接種の模擬訓練についてですが、会場のレイアウトや接種者と従事者の動線等の確認を2月に行いました。また、医師等も含めた予防接種のシミュレーションを、3月中旬頃までに実施する予定です。

今後は、その際の改善点等を見直し、よりスムーズに予防接種を実施できるよう、さらに検討を進めてまいります。

次に、7点目、ワクチン接種を希望されない方への対応についてですが、今回の新型コロナウイルスワクチン接種については、安全性や有効性を理解し、本人が希望同意して実施する努力義務となっています。予防接種の勧奨等は予定しておりません。今回のワクチンは特例承認品目でありますので、今後も引き続き情報を収集し、その情報を広く町民へ提供していきたいと考えています。

次に、8点目、町民への周知方法についてですが、国や県からの情報に基づき、速やかな情報提供に努めていきたいと考えています。

まず、ワクチン接種の概要については、3月の広報なかがわで概要を周知します。

65歳以上の方の接種券については、ワクチンの納品日が決まり次第、送付できるよう、発送準備を進めてまいります。

メディア等による情報が先行してしまう現状ではありますが、今後もワクチンに関する情報の収集に努め、広報紙やホームページなどの媒体を活用し、お知らせをしていきたいと考えています。

また、国や県に設置されるコールセンターなどの紹介も行っていきたいと考えています。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 再質問に入ります。

私、2月26日に大田原市のほうに、このワクチン接種の模擬試験をやったということでお伺いして、状況を聞いてまいりました。

大田原市は、個別接種と集団接種、この二本立てで行うということで、個別の場合にはか

かりつけの医者の方にお願いと、あとは、集団接種の方は新庁舎の方で行うと、あと2か所は支所の方でやるということで、その集団接種は日曜日を予定しているということでございました。

人数体制なんですが、医師が3名、看護師が3名、町の看護師が3名の保健師が2名、その他の職員として11名から13名で体制を組んでいるということでございますので、合計では22名から24名で対応するというございました。

先ほどの我が町の体制につきましては、医師が2名、看護師2名、保健師2名、事務員2名の、そのほか2名ということで、10名体制で執るということで、これ非常に、このメンバーで、この人数で大丈夫かということで危惧しているところでございますが、例えば会場で、副反応があった場合、この処置室なんかを設けた場合、この人数で本当に対応できるのかということでございます。

ですから、本当にこの人数で大丈夫なのか、もう一度伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 接種体制につきましては、先ほど述べました10名ということで考えております。

ただ、その後、現場で実際の動線なり接種のやり方などを確認している中で、人数的に不足するかなと思われる部分もありますので、その辺は、先ほど申しましたように今後の検討材料として進めていきたいと思っております。ただ、大幅に人数が足りないよという状況ではございません。

それと、副反応に対する対応なんですが、医師2名いますので、もし副反応が出たような方がいた場合には、1名の医師が対応すると、また、救急救命士、那珂川消防署になりますけれども、そちらでも現場にいていただくか、はたまた、現場に来られないときは消防署の方で待機してもらおうようなことで、今後、確認を取りながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 分かりました。

体制、対応については、ワクチン接種を行うのは町民、本当に一人一人が安全に行動体制

が取れることが一番大事だと思うんです。例えば、想定外だったというようなことがないように努めていただきたい。

町民は万全の体制を取らないと、やはり不安がります。その点を気をつけていただきたいと思います。

それで、那珂川町は現在、65歳以上の高齢者が40%を超えている状況でございます。高齢者の方はいろいろな持病を抱えて生活をしております。

そこで、やっぱり安全にワクチン接種をしていただくために、接種の場所のところまでの交通機関、これ、できれば送迎バスを設置してほしいなという希望があるんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 接種体制については万全を期すということは、ご指摘のとおりと考えます。

それで、送迎バスについてなんです、ワクチン接種につきましては、まず最初に、対象者が決まれば接種券というものを郵送します。その接種券が届いたら予約を取っていただいて、接種を受けてもらうことになるわけですが、接種の希望、予約がどういう形で入ってくるかということがまだ分かりませんので、なかなか臨時のバスなどを出すということは難しいと考えています。

日曜日の接種を予定をしておりますので、もし自分の車を運転できないような方は、家族や知人等の協力によって会場まで来ていただくようお願いするしかないと考えています。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 本当は交通、いろんな人がいるから、送迎していただければありがたいんですけども、分かりました。

今、ワクチンのこと、情報の混乱が起きないように、庁舎内にワクチンの接種の窓口をつけたらどうかと思っておるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 庁舎内に、ワクチン接種に関しましては感染症対策班というものを設けますし、それ以前については、健康福祉課の健康増進係で扱うことになっていま

すので、もし何か不安や聞きたいようなことがあれば、健康福祉課へお電話いただければと考えています。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 基本的には窓口で対応できるということによろしいでしょうか。

あと、先ほど優先順位のことを伺ったわけですが、やはり3密を避けるために、もっと細分化したほうがいいという、私個人の考えなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 接種時については、国から示されていることもありますので、国の指示といたしますか、示されている内容に基づいて行っていきたいと思っています。

ただ、今、指摘ありましたように、3密を避けるとかということがありますので、予約の受付を取る際に、やはり時間を分けるとか、そういうことによって集中することを防いでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 分かりました。

3点目なんですけれども、接種場所が、これ2か所で実施するという事なんですけれども、これは小川地区と馬頭地区で交代交代に接種するのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 今のワクチンの供給単位がどういうふうになるかというのがまだ明確ではないけれども、現在、町で決定している実施計画においては、第1週、第2週を馬頭地区、第3週目を小川地区、それから、第4週、第5週目を馬頭地区、第6週目を小川地区といったような形での接種スケジュールを考えているところです。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 分かりました。

4点目に入らせていただきます。

先ほど、3月中旬あたりの頃に模擬訓練をやるという話でございました。

先ほど大田原市に行ったと言いましたが、その大田原市では、その模擬訓練の中での問題点として3つあったと聞きました。1点は、予診票の作成の確認です。これに時間がかかるということと、あと、医者診察、問診というんですかね、にも時間がかかったと。一番最大にかかったのが、冬場だったということで服装で、注射するときに、どうしても服がなかなか脱げなかったということがございましたので、その点をよく模擬訓練のときにはしっかりとお願いしたいと思います。

5点目です。

先ほど、46%の方がワクチンを受けられるという計画でございました。人数的には9,200人が受けられるということでございます。やっぱりこれは最終的に接種免疫、要するに集団免疫が町全体に広がらないとこのコロナは終息できないということで、やはり9,200人、これを本当に100%に受けもらえるような体制をしっかりと取っていただきたいと思います。この点についてお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 接種率は高いほうが良いと考えますが、先ほど申しましたように努力義務となっていますので、それは個人での判断という部分になるかと思えます。

最初の答弁で9,200人、逆算すると64%ということで回答させていただきましたが、これは、スケジュールを組んだり予算を確保したりする段階でのあくまでも数字ですので、実際、これ以上に接種率が上がってくれば良いのかなと考えるところです。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） クーポン券といいますか、接種券の通知なんですけれども、これは誰にも分かりやすいような文章、または図解、順序のフローですか、そういったものも検討していただけたらと思います。これについていかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 接種券については、外注において作成を予定しています。できるだけ、見た方が混乱を来さないような形での作成というものに心がけていきたいと考え

ています。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） ワクチンの期間は、どうしても国のほうからワクチンの配分が遅れたりすると思いますから、期間的には質問はございません。

7点目なんですけれども、ワクチン接種はコロナ感染症を終息するための切り札とも言われておりますので、町の大きな事業でございます。そして、町全体に先ほども言いましたように集団免疫をつくることが重要だと思いますので、しっかりとPRをして、もう一人も漏れなく接種を受けられるような最善の努力をお願いしたいと思います。

あと1つお願いなんですけれども、接種に当たりまして、町民の方が安全に、安心するような形を取っていただければと思いますが、これ、町長にお願いなんですけれども、那珂川町で一番先に町長自ら接種をやっていただければ、町民の方は本当に安心すると思いますが、いかがでしょう。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私も、ぜひそうしていただきたいとは思っているんですけれども、ただ、優先順位の中で、町長だけ別枠で優先順位1番というのは妥当かどうか、そこらの判断もありますので、私としては、もう早く安全だよということを町民に示したい、そういう気持ちはいっぱいでございます。

ただ、このワクチン接種、強制ではございません。そして、接種をしなかったからといって、罰則があるわけでもありません。ですから、今、国でも医療従事者等が始まっていますので、そういう中でやはり国の発表、あるいはメディアの報道等でも、副反応の怖さとか、そういうものばかりクローズアップされるような報道がなされないように望みたいと思っています。私も町民に先立って一番先にやりたい、この気持ちはいっぱいでございます。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 確かに優先順位はあると思うんですが、私も高齢者の年でございますので、やはり安心を町民の方にさせていただくためには、町長自らやっていただいたほうが、より多くの方が接種できるのではないかとということで、ぜひともよろしく願いいたします。

あと、接種をやっぱりしてもらうために、広く広報をしなくちゃなりません。できれば広

報車を出していただいて、接種の喚起を起こしていただければ、広報車で町内を巡回していただくようなことをできないかどうか、お伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 現時点で広報車の巡回というのは考えておりませんでした。

今後、その有効性も含めて、ちょっと検討させてもらえればと思います。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 8点目に入ります。

例えば、接種中に副反応が起きてしまった場合、これ、素早い情報提供をお願いしたいと思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） 那珂川町の接種会場においてそのような事態がないことを祈ってはいますけれども、もし仮に発生した場合には、情報は速やかに提供していこうと考えています。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） ワクチン接種の情報については、先手先手で町民に提供をお願いしたいと思います。

それでは、2項目、新型コロナウイルス感染症に伴う国の補正予算事業の取り組みについて、2点について伺います。

1点目、令和3年度の当初予算に継続する事業があるか伺います。

2点目、第3次補正予算に伴う新規の町単独事業があるかを伺います。

以上、この2点をお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 新型コロナウイルス感染症に伴う国の補正予算の事業の取り組みについてのご質問にお答えします。

まず1点目、令和3年度当初予算に継続する事業についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び中小企業振興資金の融資を受けた際の利子を補助する、新型コロナウイルス緊急対応資金利子補給事業を令和3年度予算に計上予定であります。

なお、国の補正予算における、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業をはじめ、学校施設環境改善交付金事業や学校保健特別対策事業、農村地域防災減災事業などは、3月補正予算に計上いたしまして、今年度内の事業の完了が見込めないため、令和3年度へ繰越しして事業を実施する予定であります。

次に、2点目の新規の事業についてですが、第3次補正予算における、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて実施する事業は、馬頭広重美術館の感染症対策として、老朽化している空調設備を改修する事業、成人式が中止になったことに伴い、新成人へのお祝いとして1人当たり2万円を交付する新成人特別支援事業、2月7日までの緊急事態宣言及び2月21日までの県独自の営業時間短縮要請に伴い営業時間を短縮した事業者へ支給する、営業時間短縮協力金の町負担分を新たに計上することといたしました。

また、地域経済活性化のためのプレミアム商品券事業及び自動操舵システムなどを導入する農業者を支援するスマート農業推進事業につきましては、事業を拡大いたしまして実施することといたしました。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 再質問に入ります。

臨時議会において、那珂川町妊産婦の応援臨時交付金が3月31日まで延期されました。これについては継続事業として取り入れられるかどうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 妊産婦応援臨時給付金事業に関してのご質問ですが、こちらにつきましては、4月以降の感染の状況がどのようになっているか、まだちょっと未知数なところがありますので、感染状況を見た上で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 2点目ですが、プレミアム商品券の内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） プレミアム商品券事業でございますが、

本年も6月に発行し、12月までということで実施してまいりました。今回のプレミアム商品券につきましては、事業補助を倍ということで考えてございますので、基本的に発行枚数も倍になるということで考えております。

また、詳細につきましては、実行委員会と検討させていただいて決定するというような運びになろうかなと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 第3項目に入ります。

八溝地域道路整備構想について。

この道路の町の位置づけとして、1点だけお伺いします。

八溝地域道路整備構想があると聞かすが、町はどのように取り組んでいるのかを伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 八溝地域道路整備構想についてのご質問にお答えいたします。

八溝地域道路整備に関する町の取組についてですが、平成28年8月に、八溝地域の経済発展を見据え、国道294号のバイパス的役割を持つ新規道路、高規格道路等の整備構想を協議することを目的に、当町を含め3市、5町、8人の県議と商工会や栃木県県土整備部が一堂に会し、八溝地域道路整備促進同盟会が発足いたしました。

発足当初から、茂木町に同盟会の事務局をお引受けいただいておりますが、そのご尽力もあり、当町も参加させていただき、平成28年9月に栃木県知事、平成30年9月に国土交通省本省、令和元年10月に、国土交通省本省、財務省、国土交通省関東地方整備局を訪問し、要望活動を行ってまいりました。

八溝地域は、栃木県の東部に位置し、那珂川沿川の豊かな自然・歴史・文化など、原風景にあふれた魅力ある地域であります。広域幹線道路網の空白域であることから、交通条件に恵まれない地域となっており、他の地域と比べ、大幅な人口減少と高齢化が進んでおります。

人口減少問題を克服し、将来にわたり地域の活力を維持すべく、力強く地方創生に取り組んでいくこととしておりますが、そのためには雇用や定住及び連携・交流が大切であり、さらには、健康で安心して暮らすためにも、生活の基盤となる道路は何よりも重要な生命線であると認識しております。

このような中、栃木県において、平成28年6月にとちぎみちづくり構想が策定され、八溝地域を縦貫する那須白河幹線及びつくば広域栃木東部連絡幹線が、広域道路網マスタープランに位置づけられたところであります。

今般、国及び県において、重要物流道路制度の創設を契機とした新たな広域道路交通計画が進められており、県が策定する計画には、隣接県である福島県や茨城県と調整の上、当該八溝地域を縦貫する幹線道路が位置づけられる予定であるとお聞きしておりますことから、他地域、他県とも連携できる規格の高い道路として、国が策定する計画へも位置づけていただき、一日も早い事業化について、今後とも粘り強く要望してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員の時間が経過していますので……

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 大変ありがとうございました。

しっかりと、この事業大事ですので、取り組んでいただきたいと思います。

時間が来てしまいました。

以上をもちまして、公明党、大金 清の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◇ 益子純恵君

○議長（鈴木 繁君） 4番、益子純恵議員の質問を許可します。

4番、益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 4番、益子純恵です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づいて一般質問を行います。

今回は大きく3項目について質問いたします。

1項目めとして、行政のデジタル化について、2項目として、町税や使用料等の収納率向上対策について、3項目として、コロナ禍におけるイベント開催の在り方について、以上3項目について質問いたしますので、執行部の簡潔・明瞭な答弁を期待いたします。

それでは、1項目め、行政のデジタル化について伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響で、私たちの生活様式は一変したと言っても過言ではありません。人と人との接触をなるべく減らしましょうといった生活の中で、窓口業務で、役場職員の皆さんと町民の皆様との接し方も、以前とは変わってきています。できるだけ庁舎を訪れない形で各種申請などの業務ができたり、相談事を解決できるようになることが求められています。

そして、2025年問題が目前に迫る中、もう既に2040年問題というものも取り上げられてきています。2040年には団塊ジュニアが65歳以上に達して、高齢者人口がピークとなります。まだ、20年もあるよねと思われるのですが、私がこの町に来てから、もうすぐ20年がたちます。本当にあっという間だと思います。

行政のデジタル化と一言に言っても、概念と、どう実践したらいいのかが結びつきにくいように感じます。議会でタブレットが導入され、ペーパーレスが進んでおりますが、こういったこともデジタル化の第一歩かと思えます。できることからすぐに取り組んでいかないと、一度に大きく変えていくことは、職員の皆様の負担にもつながります。また、デジタル化そのものがゴールになりかねません。町民の皆様の利便性の向上が真の目的です。このコロナ禍で多くの町民の皆様が、デジタル化の必要性を感じていることと思えます。できることからデジタル化の取り組みを加速させる必要があります。

令和3年度から、第2次那珂川町総合振興計画なかがわ元気ビジョン後期計画がスタートします。

町ホームページにも掲載されておりますが、町長の年頭のご挨拶の中でも、行政のデジタル化やSDGsなどの新たな視点に立った各種施策を展開し、交流人口の増加に努め、町の活性化を図っていきたいという言葉がありました。

そこで伺います。

細目1点目、新たな視点である行政のデジタル化について町の考えを伺います。

細目2点目、行政のデジタル化における今後の施策を伺います。

以上、2点について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 行政のデジタル化についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、デジタル化の町の考えについてですが、近年のデジタル技術の進展は目覚ましく、デジタル技術の活用により、今後、ますます人々のライフスタイルは急速に変化していくものと言われております。

デジタル化につきましては、行政だけではなく、社会全体の課題とも言われており、日本においては、今後、進行する人口減少や高齢化等による生産性の低下等の社会問題に直面しますが、これらの深刻な課題を解決し、持続可能な社会を実現していくためには、社会全体のデジタル化を進めていく必要があります、デジタル化を前提とした新たな社会基盤を構築していくことが重要であると考えられます。

このような中、行政のデジタル化につきましては、現在、国主導で進められており、令和元年には情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法が施行されました。これは、行政の在り方そのものをデジタル化前提で見直すことで、限られた行政資源の中で多様化するニーズに応え、社会課題を解決し、利便性の向上を実現するため、行政サービスの最初から最後までをデジタルで完結されるように、行政サービスの100%デジタル化を目指すというものであります。

また、令和2年12月には、行政システムのオンライン化等を計画的に実行するための情報システム整備計画としてのデジタル・ガバメント実行計画を改定し、さらに、地方自治体が行政手続のオンライン化を推進するため、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画が策定されたところであります。

この推進計画の中では、現在、自治体間において違いのある情報システムを標準化、共通化することや、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などが重点取組事項に挙げられております。今後、当町においても、国の計画に沿って行政のデジタル化に取り組んでまいります。

次に2点目、今後の施策についてですが、その一つとして、国が進めるマイナンバー制度

を活用した行政手続のオンライン化がありますが、これには行政サービスを担う各種システムの構築が必要不可欠になります。これらのシステム構築や他自治体との連携は、当町独自に進めていけるものではありませんが、利用者の利便性の向上を図るため、今後とも国の動向を見据え、他自治体との連携の下、デジタル化を進めていきたいと考えております。

また、オンライン申請を含めたデジタル化に伴い、それらの情報を連携させるネットワークの形成が重要となります。町全体のネットワークにつきましては、現在のケーブルテレビ施設の全線光ケーブル化により、今後ますます進展するデジタル化にも対応できるよう整備を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 再質問に入ります。

細目1点目についての再質問はありませんので、答弁を踏まえて細目2点目の質問に入ります。

県では、行政手続のオンライン化の整備等を急ぎ行っていく必要があるなどとして、各種行政サービスのデジタル化を進めることで、県民が便利で質の高いサービスを受けられることをコンセプトとして、とちぎデジタルスイッチを策定しました。また、行政サービスのデジタル化や主要な業務のシステムの共有化を図るために、去る2月19日に県内全市町が参加して、栃木自治体クラウド推進協議会が発足されました。行政手続のオンライン化の整備等を急ぎ行っていく必要があり、市町のデジタル化の支援もされていくことと思います。

行政手続のオンライン化において最も身近なものの一つとして、押印の廃止についての議論があります。押印の廃止自体がデジタル化というわけではありませんが、デジタル化への一つのステップではあります。町民の皆様の利便性向上を目的として行政手続が簡略化され、押印をなくすことにより、窓口に行かなくても各種申請が可能となるように取り組む必要があります。もちろん条例の改正が必要なもの、国・県などが法令などで押印を求めているものはすぐに取り組むことは困難ですけれども、利便性の向上のために簡略化できるものにはすぐに取り組んでいただきたい、そのように考えますが、町の考えを伺います。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 押印の廃止についてすぐに取り組むべきではというご質問にお答えしたいと思います。

押印の廃止につきましては、既に第3次の行政改革のほうでも進めております。これは事務の効率化という点で進めておりますが、議員ご指摘のように、今後は町民の利便性も考えました押印の廃止につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、全自治体がオンライン化ということにつながっていなければ、なかなか進まないという状況もございますので、町のケーブルテレビを含めたインターネット環境等の整備を見据えまして、さらに研究をしていきたいと考えます。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 先ほどの答弁の中にもありましたけれども、オンライン申請を含めたデジタル化に伴い重要となるのが、ネットワーク形成であるとありました。町振興計画後期計画にも記載されるケーブルテレビ施設の全線光化について伺います。

行政のデジタル化が進み、全線光化により通信環境が整えば、まさに地方に目が向いている今、サテライトオフィスの誘致、移住定住の促進にもつながると思います。過疎化が進む町、徳島県神山町、何度となくメディアでも取り上げられておりますけれども、その起爆剤となったのが、町内全域の光ファイバー化であると言われております。2019年には、5Gのサテライトオフィスに関する実証実験も行われました。

当町においても、大きな後れを取ることなく通信環境の整備を行っていただきたいと思っておりますけれども、移住定住につなげる施策としての光化についてどのように考えるか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 移住定住についての光化についての考えということでございますが、移住定住につきましては、いろんな整備していく条件というのがございますが、先ほどのサテライトオフィス等のお話もありましたけれども、情報環境の整備というものも重要なものと考えております。そういった部分も含めまして早急に実施ができますように、ケーブルテレビにおきましては、来年度、整備手法の調査ということで実施する予定でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 今の答弁で、調査が行われるということで、おのずと整備のためにど

のくらい期間がかかるのかなというところが見えてくるかと思います。準備の期間を無駄にすることなく、この間に、本社の機能を田舎に移したいと考えている企業に売り込んだり、空いている公共施設の利用も視野に入れて、企業に対する補助の整備を行っていくことにスピード感を持って取り組んでいくことが重要と考えますけれども、この点についてはどのように考えますでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） お答えしたいと思います。

そういったサテライトオフィスとか、企業に売り込むという部分については、他の団体でも情報環境の整備ということで補助等を出しているところも承知しておりますけれども、那珂川町としましては、まずは喫緊の課題がケーブルテレビ施設の更新という部分になりますので、そういった部分を先に進めまして、それと並行するような形で、企業等の招致というか、案内という部分にも取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

[4番 益子純恵君登壇]

○4番（益子純恵君） ぜひ並行して準備を進めていただきたいと思います。

それと、最後にもう一つ伺います。

光化することで町民の皆様にもメリットを感じていただく必要があると思います。新たな利用者を募っていくことも重要です。

ここで大切なのが、高齢者の皆様にも便利だと感じていただくことです。例えば、利用することでこういったメリットがあるよとか、しっかりとPRをしていただいて、理解をいただく。遠くにいて、今のコロナ禍、なかなか孫に会えない。かわいい子供たちとビデオ通話がストレスなく楽しめますよと、いい点をたくさん知っていただく機会を早め早めにつくっていただく必要があると感じております。どうすれば使いたいと思っていただけるか、使いやすい、使いたくなる環境整備を行い、周知活動でこれまで利用に結びつかなかった高齢者の利用促進が図られるものと思います。高齢者のデジタル格差をなくしていくことも、行政のデジタル化を推し進める上で、町の課題の一つと考えます。このことについてはどのように考えますでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 高齢者にも使いやすいような施設ということでございますが、

議員ご指摘のとおり、そういった部分についても研究していきたいと考えます。

ケーブルテレビ施設の整備につきましては、財源の確保が一番那珂川町にとって重要な問題でありますので、今のところは防災等を中心に整備するというところで考えておりますが、繰り返しになりますけれども、来年度の調査業務の中で、そういった部分でどういう部分から導入していけばいいか、どういった部分を開発していったらいいかということで調査をしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 調査の中で、ぜひ町民の皆様の利便性の向上につながる可能性を模索していただきたいと思っております。

デジタル化そのものが目的ではなく、町民の皆様の利便性が向上されるような、当町に合ったデジタル化を進めていかれるように希望いたしまして、1項目めの質問を終わります。

それでは、2項目めの質問に入ります。

町税や使用料等の収納率向上対策についてを質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の流行によって、今までは当たり前にと人と接してきたその場面をととても強く意識するようになりました。それと同時に、料金を支払う際の現金のやり取りを感染のリスクのある場として捉え、キャッシュレスの考えが一段と普及してきています。もともとキャッシュレスについては、感染症の流行前から利便性向上のために進められてまいりましたけれども、新型コロナウイルスの流行がキャッシュレスの考えをさらに加速させたことも事実だと思っております。

町としては、町税や使用料の収納率向上のために鋭意努力をされていることと思っております。収納率向上のために、町民の皆様がそれぞれ支払いやすい環境を整えていくことも必要だと感じております。

そこで、細目3点についてお伺いいたします。

細目1点目、当町における税金等の徴収方法について伺います。

細目2点目、現在行っている収納率向上のための対策を伺います。

細目3点目、税金等の収納率向上と町民の利便性向上のため、キャッシュレス化を進める考えはあるか、を伺います。

以上、3点について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） それでは、町税や使用料等の収納率向上対策についてのご質問にお答えします。

まず1点目、当町における税金等の徴収方法についてですが、町税や保険料、水道料金、下水道料金、農業集落排水施設使用料の収納方法につきましては、本庁会計課や小川出張所、金融機関やコンビニエンスストアでの納付書による窓口納付や口座振替のほか、スマートフォン決済アプリを利用して納付をすることができます。

次に、使用料の徴収方法についてですが、ケーブルテレビ使用料、公園墓地使用料、町営・町有住宅使用料、認定こども園保護者負担金等につきましては、口座振替及び納付書払いとなっております。

学校給食費、奨学金貸付金、各種施設使用料については納付書払い、広重美術館及びなす風土記の丘資料館の入場料については現金払いとなっております。

次に2点目、収納率向上のための対策についてですが、町税につきましては、県や地区税務協議会、宇都宮市などが開催する研修会に意欲的に参加し、職員の徴収事務のスキルアップを図っているところです。

また、滞納整理では、未納者の財産調査を早期に着手するとともに、納税催告や納税相談を行うなど、収納率の向上に努めております。

使用料につきましては、各担当課において、各債権の適用法令に基づいて、未納者に対する督促や催告、利用停止処分等を早期に行うなどして、収納率向上に努めております。

全庁的には、収納事務担当者で組織する、那珂川町税等徴収対策実務者会議を適宜開催し、各種債権の管理方法等について対策検討を行っております。

次に3点目、納付のキャッシュレス化についてですが、町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料、農業集落排水施設使用料につきましては、スマートフォンの決済アプリのPay Payにより納付可能ですので、このアプリにより納付した場合と口座振替の場合が、キャッシュレス納付となります。

キャッシュレス納付は、財布を持ち歩かず、支払いを素早く終わることができるといった利便性が高いスタイルと考えております。町としましても、多種の収納アプリでの納付ができるよう検討を進めてまいります。

なお、ほかの使用料等のキャッシュレス化導入につきましては、現状を踏まえ、検討したいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） それでは、再質問に入らせていただきます。

細目1点目についてですけれども、税金等の徴収方法の中で、スマートフォン決済アプリを利用して納付ができるとありましたけれども、この納付方法はいつから開始されたのかを伺います。

○議長（鈴木 繁君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） お答えします。

町税と水道料金等につきましては平成30年度から、保険料につきましては令和元年度から利用を開始しております。

それと、これにつきましては、町外、県外居住者の納付義務者が増えたことや、社会情勢の変化から導入したところ です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 現在の収納方法は、窓口納付、口座振替、コンビニ等がありますがけれども、それぞれの利用状況、納付状況はどのようになっているのか、パーセンテージでお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） それではお答えします。

令和元年度の町税、保険税のデータであります。納期内納付全件数は6万5,907件で、うち窓口納付は3万5,631件で54%、口座振替は1万9,179件で29%、コンビニ等につきましては1万1,098件で、17%となっております。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） それでは、近隣市町の状況について伺いたいと思います。

近隣市町のスマートフォン決済アプリの導入状況はどのようになっているのかを伺います。

○議長（鈴木 繁君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） それでは、お答えします。

スマートフォン決済アプリ導入の近隣市町は、那須烏山市、さくら市となっております。県内では、21市町が導入しております。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 先ほど伺いましたスマホ決済アプリでの納付が、町税と水道料金については平成30年度から、保険料については令和元年度から利用が開始されているとのことでしたけれども、この利用状況について伺います。令和元年度、それから令和2年度の実績を、分かるところまで結構ですので伺います。

○議長（鈴木 繁君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） お答えします。

当町においては、先ほど申しましたが、平成30年度からキャッシュレス化の取り組みとして導入したところですが、町税につきましては、令和元年度に8件の利用がございました。今年度につきましては4月から1月までで、町税、保険税全体で258件の利用により納付されております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 細目2点目についての再質問に入ります。

担当課の職員の皆様におかれましては収納率向上のために努力をいただいております、実績にも表れているように感じております。

すみません、細目2点目については、再質問ございません。

細目3点目の再質問に入らせていただきます。

先ほど、窓口納付、口座振替、コンビニ、それからスマートフォン決済でのアプリの納付の利用状況についてお示しをいただいたところですが、町として、これで納付してほしいといったような推奨している納付方法があれば、お伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） お答えします。

町といたしましては、金融機関や役場の窓口など、納付先までご足労いただかないことなど、町民の方々の利便性の高いものとして、キャッシュレス化でもある口座振替を推奨しております。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 町民の皆様の中には、クレジット決済ができれば便利なのにねと言う方もいらっしゃると思います。また、ポイントがたまったらいいよねというお話も伺いました。これについては検討されているのかをお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） お答えします。

クレジットカードを利用して納付される場合、また、スマートフォン決済、アプリを利用して納付される場合において、ポイントについては、カード会社の規約により付与が決定されているようですので、町としましては付与は考えておりません。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 先ほどのスマートフォン決済アプリを導入した背景の答弁のところにも、町外、県外の方の利便性の向上を考えて導入したという答弁がありました。指定金融機関が地元の銀行でございますので、ここに口座がない町外、県外の方は、大変口座振替とかそういったものの手続に手間がかかるということで、既にP a y P a yでの納付が可能になっておりますけれども、利用者の多いL I N E P a yですとか、n a n a c oなど、そういった利用される方の多いスマホ決済アプリでの納付については、検討されているのかをお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） L I N E P a yでございますが、こちらにつきましては、町税や保険料、水道料につきまして納付が可能になるよう調整中であります。なお、n a n a c oについても使用は可能ですので、そちらのほうも勧めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） ぜひ進めていただきたいと思います。

町税や保険料、水道料金などはコンスタントに納付するものですので、気づいたら、あれ、期限が近づいていたといったようなこともありますので、手間がかからずに納付できるように進めていただきたいと思います。

P a y P a yの納付が可能となりまして、町民の皆様の利便性は大きく向上されました。

この質問をするに当たりまして、改めて町のホームページを拝見いたしましたところ、スマホ決済でのアプリ納付のことが載っていないんです。町民の皆様に広く知っていただきたいと思いますが、この納付方法の周知はどのように行われているのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 税務課長。

○税務課長（大武 勝君） まずは、平成30年度の利用可能となった段階で、広報紙でのお知らせはしておりました。あと、納付書の裏面につきましても、納付の仕方として記載をさせていただきます。

町のホームページに記載がないということですので、今後、町のホームページにも記載をしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） ぜひ多くの方に、大変便利なものですので知っていただけるように周知のほうをお願いしたいと思います。

また、町税や保険料、水道料金、それから下水料金がスマホ決済アプリで納付できるようになっておりますけれども、今後、その対象を利用料金などに広げていっていただきたいと希望をいたします。町民の皆様の利便性向上のために、さらにキャッシュレス化の取り組みを進めていただけるよう希望いたします。2項目めの質問を終わります。

それでは、3項目めの質問に入ります。

コロナ禍におけるイベント開催の在り方について伺います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、町内での行事、イベントが激減しました。

町の活性化のために思いを込めて企画してきたイベントが開催できない事態となり、今後の地域の活性化について改めて考えさせられたところです。イベントでつながっていた人と人とのつながりも希薄となり、コロナが落ち着いてきた後でこれまでどおりイベントが開催されるのか、本当に危惧されるところです。イベントを通して地域の特産物、農産物を販売してきた皆様にとっては、本当に大きな打撃となっていることは間違いありません。町としてはこういった皆様にしっかりと寄り添っていただき、できることから始める努力を惜しむことなく、イベント開催に向けて動き出していきたいと思います。

そこで、細目2点についてお伺いいたします。

細目1点目、新型コロナウイルス感染症が終息していない現状にあります。令和2年度

のイベントの開催状況と、今後のイベント開催の考え方を伺います。

細目2点目、町内の農産物、特産品などの販売促進イベントを、ドライブスルー方式などソーシャルディスタンスを保てる形で実施する考えはあるか、伺います。

以上、2点について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） コロナ禍におけるイベント開催の在り方についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、イベントの開催状況と今後の開催の考え方についてですが、令和2年度のイベントの開催につきましては、県の警戒度レベルにおける対応を準用することを町の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定し、各課で個別に対応してきたところであります。

コロナ禍で、各種の行事が中止となりましたが、開催した主なものを申し上げますと、9月には、敬老会実行委員会が主体となり、各行政区において記念品の配布を行いました。例年であれば、各地区において会食を共にし、楽しい敬老会が行われていましたが、今年度は装いを変えての実施となりました。

また、11月には、みんなに元気と笑顔を提供したいという思いを込めて、おうちDE元気フェスタ2020を実施しました。あじさいホールからの映像をなかテレビで生放送し、各家庭のお茶の間へ元気をお届けし、その後、動画配信サイトでの配信などを行いました。

今後のイベント開催の考え方ですが、コロナ禍においては、県の警戒度レベルにおける対応に基づき、創意工夫を凝らしながら対応していかなければならないと考えています。

なお、現在の県の警戒度レベルは感染嚴重注意であり、外出自粛やイベントの開催制限などに対して協力要請がなされております。

イベント等の開催に当たっての人数制限は、屋内・屋外ともに1万人以下で、屋内にあっては収容定員の50%以内とすること、屋外にあっては、人と人の距離を十分に確保し、業種別ガイドラインの徹底や3つの密及び飲食の回避など、感染防止策の徹底を図りながらイベントを開催することになっており、協力をお願いしています。

また、重症化リスクの高い高齢者が対象となる各種教室等の開催については、感染状況を見極めながらより慎重に対応していかなければならないと考えています。

その他の質問については、担当課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、ご質問の2点目、ドライブ

スルー方式など販売促進イベントを実施する考えについてお答えします。

県内で同様のイベントが開催されていることは、報道等で承知しております。

コロナ禍におけるイベントの開催方法の一つと考えられますので、町といたしましても、これらを参考にするとともに、関係者のご意見を伺いながら、コロナ禍におけるイベント等の開催の在り方について検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 細目1点目についての再質問はございませんので、2点目の再質問をいたします。

若手就農者の方にお話をお伺いしますと、コロナ禍において農産物が今までより売れない、去年より値段が下がるのが早いよ、緊急事態宣言下において自粛が続きイベントが開催できない、出荷してもお客さんが少なくて売れないなどという声が聞こえてきます。自分たちでイベントを主催するのは敷居が高いけれども、もしイベントがあれば、参加したいなという声も聞かれます。

全国各地でドライブスルー八百屋、ドライブスルーマルシェなどの試みがされています。人との接触を減らせる詰め合わせの販売で購入時間が短縮できます。自治体が主催し、新型コロナで売上げが減った地元の飲食店や農家を支援している例も多く見られます。最初の一步を行政が一緒につくり、イベントを実施することで、その後生産者の皆様が自主的なイベントの開催の切り口にもなります。大きな予算が動く事業ではないと思います。できるだけ早い段階での取り組みを望みますけれども、町としての考えを伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 今、益子議員から若手の就農者から、コロナ禍において農産物がなかなか売れにくい、こういう状況、私もそういう話も聞いております。

ただ、このドライブスルーの八百屋とか、そういうことに関しましては、ちょうど昨年の中頃よりちょっと後ですか、学校が早急に休業体制に入った頃、いわゆる給食用に確保しておいた野菜、あるいはその他の食材等、これがもったいないということで、詰め合わせて学校給食以外の方々に買っていただいた、こんな取り組みもございました。また、道の駅とか、いろんな農協、あるいはいろんな団体で詰め合わせをして、ドライブスルーで買っていただく、抱き合わせでお米も売ってしまう。そういう取り組みもなされていましたが、その時期

というのが、去年は学校が休業時期、それから緊急事態宣言が発令されている期間、そして今回の第2次緊急事態宣言、その間もそう、そして時間短縮要請の期間、今年の1月、2月になってもまた復活してきた状況がございます。

ただ、今の時期ですと、道の駅、今朝ものぞいてきたんですけれども、地元産の農産物がほとんどない状況なんです。ですから、売りたいものがある時期、そしてそれを買いたい人がいる、そういう相思相愛になるような形でのセットといいますか、そういうのを考えられればと思います。ただ、それを通年でやるのではなくて、時期を見て1日、あるいは土日とか、そういう形での開催、これは生産者の方々とお話をさせていただきながら検討するには値する、このように考えております。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

〔4番 益子純恵君登壇〕

○4番（益子純恵君） 今、町長が答弁してくださったように、やはりその季節季節にいろいろなものがありますので、その季節に合ったものを詰め合わせる、そういった形で生産者の方をぜひ応援していただけたらと思います。

感染症対策がしっかりとしているなら、イベントに参加してみようかなと思う方がたくさんいらっしゃるの、先日行われましたすばらしい光のイベントを通して私自身も感じたところです。多くの人々の心に感動が刻まれたのではないかなと思っております。

今現在困っている方がおります。行政が最初の一步をつくり出すことも大切かと思えます。ぜひ前向きにご検討くださるようお願いをいたします。そして、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに、元気な那珂川町が戻ってくることを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 4番、益子純恵議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時10分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◇ 川 俣 義 雅 君

○議長（鈴木 繁君） 3番、川俣義雅議員の質問を許可します。

3番、川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 3番、川俣義雅です。

2項目質問します。

1項目は、那須南病院へのデマンドタクシー乗り入れについてです。

町と那須烏山市が共同で運営している那須南病院ですが、昨年度の収支決算では約1億5,500万円の赤字になっています。この病院の経営を改善させることと、町民が行きやすくなることの両方を目指して、質問をします。

まず、3点について伺います。

1点目は、那須南病院への負担金、患者数について、那珂川町と那須烏山市のここ3年間の推移を伺います。

2点目に、この町から那須南病院までの交通手段についての認識を伺います。

3点目に、現在は行くことができていませんが、町から那須南病院までデマンドタクシーが行けるようにするためには何が必要か、伺います。

以上、お願いします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 那須南病院へのデマンドタクシー乗り入れについてのご質問にお答えいたします。

私からは、2点目と3点目についてお答えいたします。

まず、2点目、病院までの交通手段の認識についてですが、町と那須烏山市で運行を委託しておりますコミュニティーバスのほか、タクシーや自家用車による移動等が考えられます。

次に3点目、病院までデマンドタクシーで行くため、についてですが、昨年3月議会においてお答えをしておりますが、デマンドタクシーは町内に限定して運行が行われており、那須南病院までは、既存路線としてコミュニティーバス馬頭烏山線が運行されております。

また、現在、町社会福祉協議会が中心となって、高齢者や障害者の方に対して、デマンドタクシーと異なる新たな形態の移動手段の研究を行っているところでもあります。

町としましては、これらを鑑み、デマンドタクシーを含めた公共交通のあり方や、高齢者等の移動方法について、利便性や費用対効果等を勘案しながら、研究してまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君） ご質問の1点目、病院への負担金と患者数についてお答えします。

まず、病院への負担金については、平成29年度は5億3,510万8,000円で、そのうち那珂川町が8,553万円で16%を占め、那須烏山市は4億4,957万8,000円でした。

平成30年度は5億5,163万3,000円で、そのうち那珂川町が8,975万円で16.3%を占め、那須烏山市は4億6,188万3,000円でした。

令和元年度は5億4,771万1,000円で、そのうち那珂川町が9,088万8,000円で16.6%を占め、那須烏山市は4億5,682万3,000円でした。

続いて、患者数のうち入院患者数については、平成29年度は4万5,441人で、そのうち那珂川町が1万481人で23.1%を占め、那須烏山市は2万8,809人でした。

平成30年度は4万6,649人で、そのうち那珂川町が1万2,458人で26.7%を占め、那須烏山市は2万8,573人でした。

令和元年度は4万5,458人で、そのうち那珂川町が1万530人で23.2%を占め、那須烏山市は、2万8,210人でした。

また、外来患者数については、平成29年度は6万6,753人で、そのうち那珂川町が1万2,480人で18.7%を占め、那須烏山市は4万6,765人でした。

平成30年度は6万8,896人で、そのうち那珂川町が1万3,088人で19%を占め、那須烏山市は4万7,505人でした。

令和元年度は6万9,504人で、そのうち那珂川町が1万3,938人で20%を占め、那須烏山市は4万7,460人でした。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 1点目の再質問を行います。

那須南病院は、那須烏山市も、那珂川町も、毎年多額の税金を投入していることが分かりました。そして、一方、那珂川町と那須烏山市では、那須南病院への患者数に大きな開きがあることがよく分かります。

2019年度の入院患者数を比べると、今発表されたことの繰り返しになりますけれども、2019年度の那須烏山市、入院患者数は約2万8,000人で、人口に比べると約108%、那珂川町は1万500人で、人口の約66%でした。外来患者数は、那須烏山市からは約4万8,000人で、人口比185%、那珂川町からは約1万2,000人で、人口比75%です。

人口比でのこの違いは距離の差だけではなくて、その地域の病院との事情の差など様々あるとは思いますが。しかし、仮に、那須烏山市と同じ人口比になるとすると、この那珂川町からの入院患者が年間で約7,000人増え、外来患者は年間で約1万7,500人増えることとなります。単純にはいきませんが、那珂川町から那須南病院への入院患者も、外来患者も増やす可能性は大いにあると思います。

その可能性を生かすには、そして、患者数が増えれば、那須南病院の経営も改善していくこととなりますが、そのためには交通手段の改善が必要だと考えますが、見解を伺います。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） ご質問の交通手段の見直しということになるかと思えますけれども、先ほど、町長からの答弁にもございましたとおり、病院に向かうという手段としては、当然ながら、まず自家用車はありますが、そのほかに、コミュニティーバスを運行させているということで、この後の答弁になるかもしれませんが、そのコミュニティーバスの運行、そして、それをつなぐデマンドタクシーの連結ということが必要になってくるのかなと考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

[3番 川俣義雅君登壇]

○3番（川俣義雅君） 2点目についての再質問です。

現在、町から那須南病院に行くには、先ほどのお答えにもあったように、自家用車かコミュニティーバスか、あるいはタクシーか、その利用が考えられますが、それぞれ問題があります。いずれは車の運転ができなくなるときが来ます。バスは停留所から離れていると使いにくいし、時間の制約がある。タクシーでは交通費がかかり過ぎます。

執行部は、これらのことをどう考えているでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 自家用車につきましても、コミュニティーバスにつきましても、それぞれデメリットもあるというのは承知してございます。その他、移動手段ということもあると思いますけれども、公共交通の補完的な意味合い、それから、高齢者・障害者の移動支援、そういった面からの視点、あるいは地域のコミュニケーションの場という視点もございまして、それぞれに対応した手法ということで、タクシー等の利用ということもあるかと思っております。この場合に、地域ボランティアの送迎といった手段もあるかと思っておりますけれども、それぞれの目的を確認、明確にししながら、手法というのは検討していかなければならないかなと考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 3点目の再質問です。

昨年3月議会で、今の制度設計、つまり、町に限られているデマンドタクシーの運行を町外まで広げることは可能かとの質問に、事業者との相談が優先するとの回答でした。

事業者と相談を持ちかけましたか。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） デマンドタクシーの事業者への相談の関係ということでございまして、正式な形で業者に相談をしたというわけではなくて、毎月報告をもらっておりますけれども、その段階で、事業者とそういったこととお話しさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 問題を解決するには、事業者に対する委託料の大幅引上げが必要だと思います。タクシー業者にお聞きしたところ、現在、タクシーを利用して那須南病院に定期的に通っている方が数十人いるそうです。デマンドタクシーで行けるようになると、タクシーを利用している方がデマンド利用に変わり、事業者の収入が減ることは容易に想像できます。病院までデマンドタクシーで行けるとするならば、マイナス分も上乗せして、事業者の

経営がきちんと保証されるようにしなければならないと思います。町からの委託料は確実に増えます。それでも、高齢化する町民が安心して那須南病院に行けるようにすることは、那珂川町が決断すべきことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） ご質問にお答えいたします。

まず、タクシー事業者との関係でございますけれども、議員おっしゃるとおり、タクシーを利用しての方がデマンド交通に移るということになれば、事業者としての収入が減ってくるということは当然のことだと思います。デマンド交通そのものの意義というのが、基本的には事業者を圧迫しないというところも大事な点だと思っております。

そういう意味から新たな方式、ほかにいい手法がないかということ、検討を今しているところでございますが、その一つとして、冒頭、町長からも答弁ございましたように、社会福祉協議会でも研究会を設置しまして、社会福祉協議会と町と一緒に新たな手段を考えているところがございますので、その点、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

[3番 川俣義雅君登壇]

○3番（川俣義雅君） いつまでも先延ばしではいけないと思います。那須南病院の健全経営も、那珂川町町民の健康も大事です。デマンドタクシーの那須南病院への乗り入れを早期に実現するよう重ねて要求します。

2項目めの質問に移ります。

子育て支援住宅用地の無料貸付け問題についてです。

12月議会で私はこの問題を取上げ、執行部から答弁をもらいました。しかし、質問の一番中心となる部分について、明くる日に、前日とは180度違う答弁の訂正がありました。なぜ、そうなったかについての説明はありませんでしたので、町民の皆さんにもよく分かるように説明してもらいたいと思っております。

そこで、まず、3点伺います。

1点目は、子育て支援住宅が建設された用地は、町の公有財産ですが、公有財産は町民の共有財産であるか、町長の見識を伺います。

2点目は、12月2日の私の質問に対する答弁が翌日訂正されましたが、この訂正は、誰のどのような判断でなされたのか伺います。

3点目に、町と事業者の「賃貸借契約」がひそかに「使用貸借契約」に変更され、自治法の条文に「該当しない」という答弁が、翌日に「該当する」に訂正されるなど、この無料貸付契約問題では、その場しのぎの取り繕いが繰り返されています。これでは、何が真実なのか分かりません。町長には、この問題の全体をきちんと整理すべきとの認識があるか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 子育て支援住宅用地の無料貸付けについてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、公有財産についての認識についてですが、町が所有する土地や建物などの公有財産につきましても、いずれも行政が事務事業を行う上で必要な、町の所有に属する財産であります。

次に2点目、12月議会での一般質問答弁の訂正についてですが、再質問に対する課長答弁の法解釈の一部に誤りがあったことに気づいたため、翌日、訂正させていただきました。

3点目、子育て支援住宅整備事業用地の貸付けについてですが、これまで川俣議員の一般質問の答弁においてお答えしたとおりでございますが、町民の方から事業用地の貸付けについてご意見をいただいたことから、法律関係者の助言もいただきながら、契約内容の再確認を行いました。その結果、契約の内容は使用貸借契約としての条件を満たしていることから、現契約の手續に問題はないと判断いたしました。

なお、契約書の標題が「賃貸借契約」となっておりましたので、契約の内容が「使用貸借契約」であることを相互に確認するために、事業者との間で覚書を取り交わしたところであります。

また、公有財産の貸付けにつきましては、子育て支援住宅用地は行政財産ではありますが、地方自治法第238条の4、第2項、第1号に該当するので貸付けすることが可能であり、その上で、地方自治法第96条の規定により、住宅用地を無償で貸し付けることについて、町議会において議決をさせていただいたものです。

子育て支援住宅用地の貸付けにつきましては、適正な手續がなされているものと認識しております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 1点目の、私は、町民の共有財産であるのかということを知りたいんですが、町の専有だというようなことで、はっきりした答えがありませんでした。

2点目の問題についても、誰のどのような判断で、誰が判断したのかということが明確ではありませんでした。

それから、3点目についても、2日の日には238条の4に該当しないということが3回繰り返されています。なぜ、そういう発言を前の日にはしていたのかということが、これでは分かりません。

では、再質問に入りますが、その前に事実関係を整理しておきたいと思います。

令和元年に、子育て支援住宅用地、旧小川町役場跡地と、それに隣接し、町が購入した土地ですが、そこを町が事業者に無料で貸し付けるという議案が出されました。令和元年6月6日、町と事業者が賃料なしの賃貸借仮契約を締結、契約期間は30年としました。同年6月14日、町有財産の貸付けを議会が全員賛成で議決、同日、町と業者の賃貸借が本契約となりました。同年10月21日、町政懇談会で町民の方から、賃料なしの賃貸借はおかしい、無料なら使用貸借ではないかと質問が出され、町は持ち帰り、検討後、回答するとしました。同年12月25日、町はひそかに業者と、6月に締結した賃貸借契約を使用貸借契約として取り扱うこととするとの覚書を交わしました。これにより、議会で議決したものは、正式に使用貸借契約となりました。

ここまでが令和元年で、次からは令和2年になります。

令和2年8月、町民の方に、町のほうから説明がされましたが、覚書を締結したことは伏せられました。同年8月25日、町執行部は、町と業者の契約を使用貸借として取扱うことを議会に報告、しかし、覚書を交わしていたことは伏せられました。同年10月1日、町民の情報公開請求により、町と事業者が、前年12月25日に覚書を交わしていたことが明らかになりました。同年12月2日、私の一般質問への答弁で、今回の町有財産の貸付けについては、地方自治法238条の4には該当しないと何度も発言。同年12月3日、前日の答弁を翻し、238条の4の2項の1号に該当すると訂正がありました。

現在までの事実関係ですが、もし、違うということでしたら、指摘してください。

なお、事実経過からしましても、契約後にたまたま担当になった方が答弁するのではなく、責任者として処理してきた町長に答えていただくようお願いします。

では、1点目の再質問に入らせていただきます。

町民の共有財産、行政財産、もちろんそうなんですけど、町民の共有財産であります、その

使い方については、当然ながら、町民の理解、納得が必要と思います。子育て支援住宅用地となったのは、先ほども言いましたけれども、旧小川役場跡地と、町が新たに購入した土地です。町有財産の中でも、普通財産ではなく、重要度が高い行政財産です。この行政財産の処分について厳格に規定している地方自治法238条の4を理解していなかった議会の責任は、大変重いと、改めて一議員としての責任を痛感しています。

その上で、町の最高責任者である町長に伺います。

この行政財産をただで貸し付けることを、多くの町民が納得していると、町長は自信を持って言えますか。いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） まず、1点目の公有財産と町民の共有財産の件でございますけれども、公有財産というのは地方公共団体に属する財産、そういう認識をしております。それから、共有財産でございますけれども、通常、共有財産といいますと、普通、余り口にされない言葉だと思うんですけれども、婚姻関係にある方々が婚姻中に築き上げた動産、不動産、こういうものを共有財産と称して、例えば、離婚調停とかそういうときに使われる言葉、こんなふうに私は認識をしているところであります。したがって、公有財産が町民の共有財産という認識は、有しておりません。

それから、町長は最高責任者である町長が決めた、だから町長の見解を言いなさいということでございますが、全て課長の答弁は町長の答弁と解釈していただいて結構であります。

それと、訂正したことにつきましては、議会でも前日の発言を訂正する、これは以前にもあったことございまして、間違いに気づいた時点で訂正する、そういうことで手続上は問題ない、このように認識をいたしているところであります。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 町民の財産という認識がないという、そういう答えでした。町の主人公は、私は、町民だと思います。その町の町が専有している土地、これは誰の財産だと聞かれたら、町民だと答えるのが、私は当たり前だと思います。町というのは、町民が集まっての町ですから、主人公は町民だと。その町民の大事な財産、行政財産の使い方について、私は非常に問題があったと思います。

12月議会での私の質問、「行政財産の貸付けについては、地方自治法にのっとり十分な議論をすること、町民の納得が得られるようにすべきと考えるが、いかがか」に対して、町長

は、「議員おっしゃるとおりではございますけれども、子育て支援住宅は私の大事な施策の一つです。それについて、町民の方々から批判の声、納得していないという声があるなら、いずれ、他の機会にそういう結果が出ると思います」と、答弁しました。取り方によっては、町民の納得を得ることより、自分の政策を優先して何が悪いのかと、私には聞こえてしましますが、町長の真意はどういうことだったのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私の真意といいましても、どういうお答えをしましても、私はこう取ったと言われると、いかんともしがたいことがございます。

それと、公有財産は町民の共有財産という言葉で、川俣議員おっしゃいましたけれども、公有財産は町民の財産ですというお言葉でおっしゃいました。私も、まさにそのとおりだと思います。公有財産は町民の財産です。ただし、町民の共有財産という認識は持っておりません。共有財産というのは、先ほど申し上げましたけれども、婚姻関係にある方々が築いた財産で、いざというときに分割ができるとか、そういう財産である、こんなふうには認識をいたしております。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 2点目の、地方自治法238条の4には該当しないという答弁が、一夜明けたら、238条の4の2項1号に該当すると訂正された問題についての再質問です。

行政財産の管理及び処分については、自治法238条の4に「行政財産は特別の例を除く以外、貸付けはできない。特例的に貸付けすることができる大前提として、行政財産の用途または目的を妨げない限度においてのみ」とあり、これに違反する行為は無効とすると規定されています。つまり、町民みんなの大事な財産である土地は、みんなが利用できるものに、公共の施設を造ることなどに、その用地として使うのが当たり前であって、一部の人だけが恩恵を受けることに、あるいはそこで企業が利益を上げることなどに使うことはできないと、厳格に規定されているのです。

さて、旧小川町役場跡地とその隣の町が購入した土地に、この行政財産を、町は子育て支援住宅用地として業者に無償で貸し付けました。その間、満室が続いたとして、年に約1,300万円の家賃は町の収入になりますが、町は年間約3,000万円を事業委託料として業者に支払います。差引き約1,700万円が町の持ち出しになり、これが30年間続きます。

町民の大事な財産をこのように使うことが、行政財産の用途または目的を妨げない限度に、

どうして該当するのでしょうか。該当するという根拠を示していただきたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 初めに、12月の議会におきまして誤った答弁をしたことにつきまして、12月にも申し上げましたが、おわび申し上げたいと思います。そこで、さらに、実際のその答弁をしている時点でちょっと、単純に誤った認識をしていたということでございます。

改めまして、行政財産の貸付けの是非ということのご質問かと思いますが、確かに川俣議員がおっしゃるとおりに、行政財産につきましては地方自治法第238の4によりまして、貸付けや譲渡などが厳しく制限されておりまして、第2項から第4項までに該当するもの以外は、貸付けなどができないということになっております。

今回の用地の貸付けにつきましては、行政財産ではございますが、行政財産の用途が子育て支援住宅用地、そういう名目で行政財産としてあるものでございます。旧庁舎の部分もそうですし、新しく取得した部分も、子育て支援住宅用地として取得したものでございます。

したがって、その土地を子育て支援住宅を建設するために貸し出すということでございまして、それに関しましては、まさに地方自治法第238条の4、第2項第1号の、行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有とする場合、これに該当することになります。したがって、こちらの238条の4、第2項、第1号を、この場合は完全にクリアしておりますので、行政財産である子育て支援住宅用地を貸し付けるということは、全く問題はないと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 旧小川町役場跡地が事業者にただで貸し付けることができると、そういうことですけれども、それだとしたら、旧馬頭庁舎跡地も業者にただで貸し付けることは可能となりますと私は思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） それを一概に可能かと言いますと、なかなか、そうですというお答えはできませんけれども、そのそれぞれの条件によっては、先ほど子育て支援課長がお答えしたとおり、そういう場合も可能な場合もある、このようにお答えをさせていただきます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 可能かどうか一概には言えないということですが、法的に、自治法の238条の4に該当するというので小川庁舎跡地を業者にただで貸しているわけですから、それと同じようなことが旧馬頭庁舎跡地でも法的にできるのかと、聞いているんです。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 法律の解釈につきましては、この議会での一般質問にはなかなか馴染まない部分もございます。私も法律の専門家ではありませんし、その法律を一つ一つを噛み砕いて理解しているわけではございませんので、その時と場合によって、可能かどうか、専門家等のご意見を伺いながら決めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 解釈はこの議会では馴染まないということですが、それがそもそも間違いなんではないかと私は思います。238条の4に厳密に該当するのか、しないのか、この238条の4に関しては、施行規則169条にも、その建物は堅固なものというような書かれ方もしています。いろんなことに、やっぱり、該当するか、しないかというのは、きちんと見て、本当にどうなのかということを議論した上でないと、政策は前へ進めないと思います。

ところで、自治法238条の4の2項、1号に該当するとの結論を出したのは、12月2日でしょうか、3日の朝でしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 答弁の誤りに気がついたのは、12月2日でした。

答弁内容を調整しましたが、ちょっと間に合わなかったものですから、翌日となったという次第でございます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 令和元年6月に議会に無料貸付けの議案が出されたときは、自治法238条の4については全く触れられませんでした。議会で238条の4について議論することは全くありませんでした。行政財産を貸し付けることができる案件なのか、しかもただで貸し付けることができるのか、厳格な規定についての真剣な議論をすることなしに、単に財産を

貸し付けるには議会の議決が必要だとする96条をクリアしただけで、果たして手続として正しかったのか。私は正しくなかったと思っています。

3点目の再質問です。

今回の行政財産ただ貸し事件は、私も議員として情けなく、町民の皆様に申し訳なかったと悔いていますが、町は町民に対し、疑問にきちんと答える責任があると思います。当初は、賃料なしの賃貸借で問題ないと言っていたのに、町民からの指摘を受けて、使用貸借として取り扱うとする覚書を交わす、そのことを議会に報告しなかったのは、町長の専決事項ではないからと主張していますが、では、何だったのでしょうか。自治法238条の4には、当然該当しないので96条の議決をお願いしたと、その答弁を翌日になって、238条の4の2項の1号に該当すると訂正した。一貫性が全くありません。

なぜ、こんなに右往左往するのか、なぜ、その場しのぎの対応が続いてきたのか、町は町民に真実を明らかにする責任があると思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 間違いに気づいた時点で訂正する、そして、この件に関しましては、私は、適正な手続がなされていると認識をいたしております。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 取扱いを変える、答弁を180度訂正するなどの重大な変更を、なぜしなければならなかったのか。しかし、それらの変更が本当に正しかったのかなど、事の全体を精査して、議会に報告すべきと考えますが、町長の認識を伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私は、適正な手続でなされた事案でありますので、これからの精査とかそういうことをするつもりはございません。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 町長の答弁を聞いていますと、自分の政策だから、政策は実行しているんだと、町民の財産をそういうことに使っているんだと、条例はいろいろ解釈があるけれども、そのことよりも、そのことをきちんと条例に則ってということよりも、自分の政策だからということを進めてきたと私は思います。

これからも行政財産はどう使われなければならないか、これは町にとってはとても大事な

問題です。今回のような間違った使い方、私はそうと思いますが、そういう間違った使い方が2度と再びなされないよう、私も全力を尽くすことを誓って、質問を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 3番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時10分とします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時10分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◇ 益 子 明 美 君

○議長（鈴木 繁君） 7番、益子明美議員の質問を許可します。

7番、益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 7番、益子明美です。

通告書に基づき1項目について一般質問を行います。

町執行部の建設的な答弁を求めます。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、町の取組を伺います。

国は、公共調達のうち、特に公共工事の入札及び契約の適正化について、平成13年4月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を施行し、地方公共団体に対しても同法の適正な運用について指導要請を行ってきました。

また、平成17年4月には、公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、適正な入札手続によりダンピング等を防止し、良質で価格とバランスの取れた調達を実施することが求められてきました。

このような状況の下、国は毎年地方公共団体の取組状況を調査していますので、那珂川町

の取り組み状況を伺っていきます。

1、公共工事の大部分を占める指名競争入札は、地域活性化の点で一定の効果を上げている入札方式ではありますが、公共性、競争性、透明性をより発揮する観点から、一般競争入札を拡大すべきではないかと考えますが町の考えを伺います。

2点目、総合的に優れた事業者を選定する入札方式として、総合評価方式の導入を行うべきと考えますが、町の考えを伺います。

3点目、ダンピング対策について、町は低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入していますが、適正な運用はされているか伺います。

4点目、現在予定価格の事後公表はされていますが、最低制限価格の事後公表はされていません。理由を伺います。

5点目、入札及び契約手続等に係る不当な働きに対応できるよう、コンプライアンススキルを備えるための職員の養成にはどのような対応がなされているのか伺います。

6点目、入契法の理念に基づき情報公開と説明責任を果たせるよう、入札・契約の制度や運用に係る異議や苦情の申立ができる仕組みである第三者機関を設置すべきではないかと考えますが、町の考え方をお伺いいたします。

7点目、価格と品質で総合的に優れた調達为推进のために、町はどのような取り組みをされているのか、伺います。

8点目、職員の発注能力を向上させる取り組みはどのようにされているか、伺います。

9点目、競争性・透明性・客観性で優れているとされる電子入札の導入を考えるべきかと思いますが、町の考え方をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） それでは、公共工事の入札及び契約の適正化と公共工事の品質確保の促進についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、一般競争入札の拡大についてですが、国の法令・指針等において、まず公共工事の入札契約については、工事の性格や地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式等の適切な入札契約方式を選択するよう努めることとされております。

このうち、価格競争方式には、一般競争と指名競争があり、随意契約もこの分類には入りませんが、原則として一般競争入札を選択することとされております。ただし、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合、又は一

般競争に付することが発注者に不利となる場合には、指名競争入札の活用ができるとされており、多くの自治体において、災害復旧等の緊急性を要する工事や一定の基準額以下の工事を対象に、指名競争を実施しております。

那珂川町におきましては、地元地域の産業振興や担い手育成等の観点から、1,000万円未満の工事について指名競争入札を行っており、昨年度における執行状況は、全公共工事件数のおおむね3割が一般競争という状況にありまして、今年度は12月までで約半数が一般競争となっております。

今後、町としては、国・県や他市町村の動向等も十分に踏まえながら、入札契約の適正化、品質の確保、地域の担い手育成等のため、一般競争入札の拡大をはじめ、多様な入札契約方式の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に2点目、総合評価方式の導入についてですが、総合評価方式は、平成17年、公共工事の品質確保の促進に関する法律施行に伴い導入されたもので、当町においては、平成19年度から22年度までの3か年間、試行的に運用しておりました。ただ本格的導入とはなりませんでした。

その中断理由としましては、一般競争や指名競争等の競争入札方式に比べ、手続に多くの時間を要するとともに、技術提案、総価格の審査両面から専門的な審査が必要となることから、庁内での審査体制整備が困難となったことなどであります。

また、平成23年3月に東日本大震災の復旧・復興時期と重なったことも、本格化に向けて検討がスムーズに移行できなかったということもあるかと考えております。

議員ご指摘のとおり、総合評価方式については、事前に受注業者の見極めを丁寧に行い工事品質の確保が着実に図れる優れた入札方式であることから、今後、プロポーザル方式や技術提案方式なども含め、多様な入札方式に関する運用方法や執行体制整備について検討してまいりたいと考えております。

次に3点目、ダンピング対策のための適正な制度運用についてですが、当町では、全ての建設工事と、施設維持管理業務委託を対象として、最低制限価格制度による運用を行っております。

低入札価格調査制度については、3,000万円以上の建設工事と、2,000万円以上の建設工事関連業務委託を対象としておりますが、調査基準価格を下回る入札業者全てに対して多くの項目調査を行い、落札業者の決定までに多くの時間を要し、また庁内体制整備強化が不可欠となることから、現在、運用はできておりません。

今後、運用方法の改善や執行体制整備強化などを検討してまいりたいと考えております。

次に4点目、最低制限価格の事後公表についてですが、議員ご指摘のとおり、本町においては、事後公表は予定価格のみで、最低制限価格については行っておりません。一方で、現在、多くの市町村において実施されており、透明性の確保等の観点からも必要と考えられることから、今後、最低制限価格の事後公表を検討してまいりたいと考えております。

次に5点目、コンプライアンスのための職員養成についてですが、建設業法等関係法令や諸規定について入札契約関係会議での協議、情報共有、またOJTによる職場内での職員の指導育成のほか、国・県等の関係機関からの通知、情報提供、県等による各種研修の受講などで必要な習得を行うなど、法令順守や機密保持の向上に努めているところであります。

今後とも、これまでの実績を踏まえるとともに、体系的研修のさらなる活用など、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に6点目、第三者機関の設置についてですが、県内においては栃木県及び一部市町が外部委員等を入れて入札適正化委員会が設置されており、入札に関する関係規定の見直しや、案件の検証、苦情、要望への対応、最適な制度の検討などを行っております。

本町といたしましても、今後、それらも参考にさせていただきながら、設置について、調査・研究を進めていきたいと考えております。

次に7点目、総合的に優れた調達推進への取り組みについてですが、国においては令和元年10月に建設業法令の改正を受けて、品質確保及び入札契約の適正化に関する指針が一部変更され、発注者が講ずべき措置として、災害時の緊急性に応じた指名競争・随意契約の活用、施行時期の平準化や工期の適切な設定、工事検査等における情報通信技術の活用などが追加されており、本町としても、できるところから、県や他市町の先進事例等も参考にしながら、災害時の指名競争入札の積極的活用、計画的発注など、できるところから取り組んでいるところであります。

次に8点目、職員の発注能力向上の取り組みについてですが、公共工事等の発注業務においては、入札契約、工事設計積算、監督・検査など一連の業務の流れの骨子を十分理解するとともに、専門性の高い分野については、県などが企画する体系的な専門研修の受講のほか、栃木県土木事務所の実務研修として派遣するなど、関係職員の専門性・業務能力が高められるよう、継続的に取り組んでいるところであります。

次に9点目、電子入札の導入についてですが、県内においては、多くの市と一部町で導入が図られております。

今後、県の助言等の支援や導入済み市町からの情報収集、町内における入札参加資格者の電子入札に対する受入れ環境の整備状況等も踏まえながら、導入に向け、調査・検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） それでは、質問をさせていただきます。

1,000万円以上を一般競争入札ということで、当町では行われているようです。その一般競争入札の落札率などの動向を見ますと、高止まりという見方もできるかなというふうに思いますが、それに関しては、町のほうではどのような見解をお持ちか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） 今議員ご指摘のとおり、落札率については高止まり傾向というのは、最近続いております。

そういった中で、状況としては、時代背景というのがありまして、一時期不景気で仕事が本当に出ないようなときには、既にダンピングでどんどん価格をぎりぎりで、かなり競争性が働いていた時期、それから最近では担い手不足とか、建設産業の新規のかんりの建設業関係でも課題になっておりまして、こういった中で、必要経費はきちんと計上して積算をして落札をしてくるということに、そういう傾向があるものですから、そういった中で、どうしても取りたい必要経費を落としてまでもという業者がかなり少なくなっているというのはあれですけども、その辺の業者の事情もあって、ぎりぎりのところで競争性を働かせていると考えております。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 必要経費のしっかりとした積算というのは、取っていただくべきだというふうに私も認識しておりますし、地元業者の育成とか後継者の育成とか、そういった面からも、いろんな事情があるということは認識しています。そういった中で、やはり適正な競争というのはなされるべきかなというふうに思っています。

今の状況が、地元企業の受注機会を確保しつつ公正な競争がされているという認識の下でよろしいのかということ、取りあえず確認をさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） 結論から申しますと、適正に行われているという認識はございます。

なお、地元業者の育成とか、受注機会の確保とか、そういった観点から、かなり地元に絞った発注をしまして、そういう中で、1社に偏るということも、あまり、そこも意識していかななくてはならないものですから、例えば発注計画において、同時発注にして取り抜けと言って、1本取ったらそのほかのやつは遠慮していただきたいというような手法なんかも積極的に入れまして、そういったことから1社に偏ることなく、ある程度競争性を確保できていると考えております。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） その地元の受注機会を確保するという観点では、中小企業の事業所の登録をして、小規模な工事、修繕などの機会を拡大するということで、入札参加資格のない事業者への道を開く、この小規模工事等希望者登録制度というのがあると思うんですが、そういったものは那珂川町は取り入れているのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） 小規模工事とかそういったものについても、基本的には入札参加資格登録というのはある程度原則として取っていただいて、受注いただいている状況です。

と申しますのは、小規模であっても、小さい企業であっても、技術者をしっかり育成しているところではそれなりの対応ができますし、仕事を取りたい業者については、その辺の勉強もかなりされているという状況、そこを基本に、参加者名簿に登録済みの会社を基本とするということにしております。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） それでは、2項目めの総合評価方式の導入について伺います。

当町では、試行的に平成19年から22年の間に行いましたが、その本格的な導入とはならなかったということでもあります。専門的な審査が必要だったりとか、マンパワーの部分とかいろいろな理由があるかと思うんですが。

そういった発注者である町の体制の不十分な状況を補完すべく、特別簡易型総合評価方式というのがあると思うんです。工事实績や工事成績、地域貢献の実績評価を重視したものであるというふうに思っていますが、その特別簡易型総合評価方式の導入からまず始めていた

だくというような考え方は、ないかどうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） 今、議員からご指摘のありました簡易型というのは、県のひな形と
かの中でも提示をされておりました、今後、導入に向けての検討の中では、一番有力な方式
になっていくかと思っておりますので、十分それらも踏まえて検討してまいりたいと思えます。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 特別簡易型の総合評価方式の導入に当たっては、県の第三者機関を活
用したりということもできるようなので、そういったところから準備を進めていただきたい
と思えます。

次の3点目の低入札価格調整制度の運用についてであります、副町長のご答弁では、
2,000万円以上は低入札価格調査制度で、それ以下は最低制限価格制度の導入というふうな
ことで、ちょっと理解がよくできなかったんですけれども、よろしいのでしょうか。

手元に低入札価格調査制度実施要綱と最低制限価格制度事務処理要綱というのがあるんで
すが、対象となる入札を、最低制限価格制度のほうでは、低入札価格調査制度実施要綱の適
用を受けるものを除いたものとするというふうに書かれていまして、その最低入札価格調査
制度のほうを見ると、この制度は、予定価格が1,000万円以上の工事の請負契約に係る競争
入札に適用するというふうになっています。

これは私の手元にあるのは古いもので、これは今は準用されていないということでしたら
ばあれなんです、情報公開とともに出していただいた要綱ですので、これが準拠されてい
るのかなというふうに、そういうふうに思っています。

そうすると、1,000万円以上は、本来ならば低入札価格調査制度を活用して、それ以下は
最低制限価格を求めるというふうに読み取れるんですが、実際のところ、全然低入札価格調
査制度は実施されていないようなんですが、その辺はどのように捉えたらいいのかお伺い
いたします。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 私から最低制限価格制度の要領、それから低入札価格調査制度の
要領の件でございますけれども。

低入札価格調査制度事務処理要綱につきましては、平成21年4月に新たに全面改正をされ
ておりました、その中で対象となる入札というのが、先ほど副町長から答弁のありましたと

おり3,000万円ということで、建設工事の予定価格が3,000万円以上の一般競争入札及び指名競争入札、それから総合評価落札方式による入札、それと3点目が、建設工事関連業務委託のうち、予定価格が2,000万円以上の土木関係及び建築関係の建設コンサルタント業務、こちらが21年4月から適用になってございます。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） それでは、私が頂いたこの低入札価格調査制度実施要綱というのは、それ以前のものというふうに捉えられるわけなんです。21年から改正されているということですが、その告示はいつされたのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） こちらは、告示が平成21年4月1日、同日施行ということになっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） そうしますと、副町長の答弁のとおりということで、私のほうの資料、手持ちの資料がということなんです。これは町職員の方が、担当の方が出してきてくださったものなので、その方がちょっと理解していないということになってしまうのかなと思うので、それはちょっとどう、大丈夫かなということもありますので、そのほうのご指導はよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、最低制限価格の事後公表ということで、現在、国が行った入契法に基づく実施状況調査の状況では、ちょっと手持ちの資料は古いんですが、平成30年度では、市区町村においては64.4%が公表しているということで、直近ではもっと増加していると思ひますし、副町長の答弁にも、公表する方向で前向きに検討していただくということをお願いしたので、透明性の確保という点からも早急にお願ひしたいと思ひます。

それから、5番目です。コンプライアンススキルを備えるための職員の養成ということですが、契約担当者等の、この説明会というか、その担当に新しくなった方への養成というんですかね、職員の方皆さんこのコンプライアンススキルということに関しては、職員になった時点で、きちんと法令関係なんかを遵守されるようにということを受けると思ひますが、また契約とか入札とかに関する事務についた場合は、さらなるきちんとしたこの研修という

んですかね、そういうのが必要であると思うんですが。その研修というのは年間どのぐらいされているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 職員に対する研修でございますけれども、まず事務担当につきましては、毎年春頃に一度、それから秋頃にも一度ございます。

それから、本年度については、こういうコロナの感染症の時期でもありましたので、ウェブ会議ということで、ウェブでの講習を受けたということでございます。通例であれば宇都宮市に出向きまして研修を受けてくるという状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 不当な働きかけを行われた場合にどう対応するのかというのは、具体的な対応マニュアルというんですかね、そういうのが必要と考えます。

いろんな場合、具体的な場面場面を想定したり、こういった問いかけに対してはこういうふうにしなればいけないという具体的なマニュアルを、ぜひ作って、いつでもそれを繰り返し見て勉強できるような体制というのは必要ではないかなというふうに考えますが、いろんな町で、そういったマニュアルを作成して、特に入札関係の担当職員には定期的な研修をされているようですけれども。そういったマニュアルを作成するというお考えはないかどうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 職員に対するマニュアルの作成に関してでございますけれども、今のところ、そういったマニュアルというものはない状況でございます。

今後、マニュアルを整備、作成していくということについては、予定をしておりますのでしたけれども、検討させていただきたいと思えます。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） ぜひ、マニュアルの作成をしていただきたいと要望いたします。

それから、第三者機関の設置に関しては、前向きな調査研究をしていただくということをご答弁いただきましたので、よろしくお伺いいたします。

それから、7項目の価格と品質で総合的に優れた調達の実施というところで、品質確

保のためには適切な監督、検査ということが必要だと理解しておりますが、町として適切な監督の在り方とか、検査の在り方というものを規定してマニュアル化しているようなものというのはあるんでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 検査員に対するマニュアルということでございますけれども。

マニュアルとまではいかないにしても、検査に対する留意事項といったマニュアルに近いものは、既に作成されております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） それに留意事項に対応した適正な検査というのをされていると思いますが、具体的に現場などに行って、きちんと検査をされていると思うんですが、そのときの現場等で検査をするためのポイントというんですかね。分かりやすくいろんなことがあるかと思うんですけれども、そういったことはどういったことを重視されて行われていますか。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） 検査については、現場監督のほう、監督については、県などで監督執務要領とか決めていまして、基本的にはその内容に従って、品質、あと出来形、あとは途中の施工段階に応じて、例えば重要構造物であれば、基礎の仕上がり段階で、基礎がきちんと高さ的に、幅的にできているか。そういう段階部分でもしっかり途中途中、出来上がってからはなかなか見えないところ、そういったところを重点的に見ているような状況でございます。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 完成してからは見えないところを段階部分できちんと検査していただいているというふうに、認識させていただきたいと思います。

それから、職員の発注能力の向上ということでお伺いしました。

工事成績評定制度というのがあるというふうに聞いていますが、そういったものを導入して発注能力を高めると同時に、発注者のみならず、業者の品質の向上に当たるということを考えるというおつもりはないかどうか、お伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） 現状から言いますと、現在でも工事評価はやってございます。ただ基準がかなり概略になっていまして、もう少し丁寧に評価をすべきかなと個人的には思いますので、今後、県とかそういったところの、その情報を活用して、幾らかでも成績評定もしっかりできるように進めていきたいと思っております。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 最後に、電子入札の導入ですが。

午前中の益子純恵議員の質問にもあったように、行政のデジタル化を進めていくと、町長が答弁されていたので。

県の助言等の支援とか、受入れ環境の整備をされながら導入を進めていただくというふうなことで、理解したいんですけども。

町長のお考えを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 今までの入札についての流れは、副町長並びに総務課長の答弁で申し上げたとおりでありますし、私の信条としまして、町内の業者でできる仕事は町内の業者にやっていただきたい。それと、発注者の気持ちとしては1円でも安くしてほしい。ただ品質はしっかりと確保してほしい。それを両立させるためにいろんな入札制度があるわけがございます。

そして、電子入札、これは町のデジタル化に合わせてということですが、今、世の中の流れがこういう状況に来ていますので、電子入札も全ての受注業者に対応できるかどうか、まだ分かりませんが、できれば大きい仕事とか、そういうほうから、少しでも導入できるように努力をしてみたい、このように思っております。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 町長からもご答弁いただきましたので、前向きに電子入札も導入、ぜひ、業務の効率化とか透明性とか、またそれを取り入れたことによってコスト削減効果が見いだされているという事例もありますので、ぜひ取り入れていただきたいと思っております。

町の公共調達に関して、入契法と品確法に基づき質問をさせていただきました。今後とも公正性、公平性、透明性、信頼性を確保できる入札及び契約等調達制度の確立を図っていた

だくこと、またあらゆる調達の場合において価格と品質で総合的に優れた調達の推進を図っていただくよう要望して、質問を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 7番、益子明美議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後3時10分とします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◇ 小 川 正 典 君

○議長（鈴木 繁君） 5番、小川正典議員の質問を許可します。

5番、小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 5番、小川正典です。

質問に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策としまして、不要不急の外出の自粛、マスクの着用、3密の回避など、新しい生活様式にご努力、ご協力をいただいた町民の皆様方や、営業時間の短縮にご協力いただいた飲食関係の皆様には、感謝申し上げます。

それでは、通告に基づき、2項目について一般質問を行います。

1項目、GIGAスクールについての取り組みについて。

2項目、地域農林業の維持・活性化についてであります。

執行部の建設的な答弁を期待します。

まず、1点目のGIGAスクールの取り組みについて、細目10点について質問します。

文部科学省はSociety5.0に対応できる人材の育成を目的として、STEAM教育やアクティブラーニングなどといった様々な新しい教育手法を取り入れようとしています。

この厳しい時代を生きる子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術の活用が求められております。

そこで、細目1点目、町のGIGAスクール構想について伺います。

細目2点目、高速大容量の通信ネットワークの概要と設置時期について伺います。

細目3点目、ICT支援者の設置をする考えがあるか伺います。

細目4点目、指導する教員の育成はどのように実施しているか伺います。

細目5点目、運用開始はいつ頃を計画しているのか伺います。

細目6点目、児童・生徒の家庭でインターネット未接続件数を把握しているか伺います。

細目7点目、モバイルWi-Fiルーターを設置されるが、自宅での学習範囲はどのように考えているか伺います。

細目8点目、教員の業務軽減として、名簿、出欠、成績などにも使用するか伺います。

細目9点目、クラウドで使用するツールは、どのような内容か伺います。

細目10点目、セキュリティー管理はどのように行うか伺います。

以上、1項目の質問といたします。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

〔教育長 吉成伸也君登壇〕

○教育長（吉成伸也君） GIGAスクール構想の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目、町のGIGAスクール構想についてですが、この取り組みの背景には、急激に変化する時代の中で子どもたちの資質と能力を育成する「令和の日本型学校教育」の理念がございます。

今年1月26日に公表されました中央教育審議会の答申では、社会の在り方が劇的に変わるSociety5.0時代の到来、また、新型コロナウイルス感染拡大など先行き不透明な予測困難な時代の中、これから生きていく子どもたちには、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のづくり手となることが求められております。

国においては、従来の日本型学校教育を発展させた令和の日本型学校教育の実現を提唱し、その骨子となる「教育振興基本計画の理念の継承」、「新学習指導要領の着実な実施」、「学校における働き方改革の推進」「GIGAスクール構想の実現」を推進することとして

おります。

本町では、令和2年4月に学校ICT環境整備計画を策定しております。その中で、本町におけるGIGAスクール構想については、学習指導要領にある「個別最適な学び」を進めるための大きな手段となる施策であり、その内容は、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するものとなります。また、これまでの教育実践の蓄積とICT整備による今後の教育を一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることを目的としております。

主な整備内容は、今年度においては、高速大容量校内通信ネットワークの整備、1人1台学習用端末の配備、各家庭における遠隔・オンライン教育環境の整備、GIGAスクールサポーターの整備となります。また、来年度においては、ICT支援員の設置を予定しております。

今後は、各学校において円滑に進められるよう先生方と協力体制を図り、推進していく考えであります。

以上であります。その他の質問につきましては、担当課長に答弁をさせます。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） ご質問の2点目、高速大容量の通信ネットワークの概要と設置時期についてですが、その概要は、町内小・中学校において校内LAN整備を行うもので、通信速度10Gbps対応のLANケーブルを、授業を行う教室等へ配線するものです。また、それに付随する無線アクセスポイントの設置、1人1台端末を収納充電する充電保管庫の設置であります。

設置時期については3月完了としております。

次に、3点目、ICT支援員の設置についてですが、来年度にICT支援業務委託の実施を予定しています。業務内容は、町内5校に対して1人の支援員を配置し、週3回程度の巡回支援となります。支援の内容は、教員及び児童生徒に対しての学習用端末操作のサポートや、学習用端末を活用した授業に関する助言、提案等を考えております。

次に、4点目、指導する教員の育成についてですが、今年度においては、各学校の情報担当の教諭で組織する那珂川町ICT環境整備プロジェクト実行委員会議を立ち上げ、学習用端末の操作方法や運用管理、学習用端末を活用した授業の進め方等の研修を実施しております。また、その結果を踏まえ、各学校においても伝達研修を行っております。

来年度におきましても、ICT支援員の整備により、教員の支援及び育成を継続していく

考えであります。

次に、5点目、運用開始についてですが、学習用端末の導入が今月の中旬以降となることから、運用開始は4月を予定しております。

次に、6点目、児童生徒の家庭でインターネット未接続件数についてですが、今年1月に各学校を通じて各家庭に対するアンケート調査を実施し、おおむね把握しております。

なお、その対応は、モバイルルーターを希望される家庭に貸し出し、インターネット環境が整備できるよう支援する考えであります。

次に、7点目、自宅での学習範囲についてですが、学校休業時には、自宅での遠隔・オンライン授業を学校の指示により実施することとなります。学習内容や学習時間については、あらかじめ教員が準備したものととなります。

次に、8点目、名簿等への使用についてですが、これらの児童生徒の個人情報を取扱う業務については、1人1台の学習用端末とは別のネットワーク運用となる従来の校務用パソコンで管理することとなります。

次に、9点目、クラウドで使用するツールについてですが、今回整備する1人1台の学習用端末は、Google社のクラウドサービスを利用しての運用となります。このサービスの中にある教育プログラム「Google for Education」が使用するツールとなり、内容については、例えば教師側からすると、課題の作成やそのチェック、採点等、子どもたちは宿題の確認、また、子ども同士の共同作業、教師と子どもたちとの双方向でのやりとり等ができます。

次に、10点目、セキュリティー管理についてですが、システム全般においては、クラウドサービス提供会社のGoogle社による一括したセキュリティー管理となります。

また、教育委員会及び各学校においては、町の情報セキュリティー基準により、端末利用規定、学校情報セキュリティー対策基準を年度内に定めまして、運用に万全を期してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） それでは、再質問に移りたいと思います。

細目1点目の再質問はございません。

細目2点目の再質問でございますけれども、通信速度10Gbps対応のLANケーブルを

設置との答弁をいただきましたが、児童全員が同時に端末機をアクセスした場合、レスポンスが変わらずに動作するのか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 校内のLANケーブルについては、10ギガ対応としておりますが、各学校とインターネットプロバイターとなるケーブルテレビ放送センターとの接続は、1ギガの光ケーブルを整備しており、このインターネット接続環境が国の標準仕様に提示された端末1台当たりの使用帯域の目安となる2メガを担保しているものでございます。

また、このインターネットを接続環境で考えた場合、各学校において全児童生徒が同時に使用した際、データ量が少ないもの、例えば文字だけのテキストなどの送受信であれば、通信速度はそれほど遅くならず、データ量が多い、例えば動画等の送受信では、通信速度が遅くなるものと考えられます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 大容量の動画を使う授業は少ないと思われます。通常の授業での送受信であれば支障なしとの答弁でございますので、安心したところであります。

2点目の質問を終わり、細目3点目の再質問に移ります。

ICT支援員1名を配置するとの答弁ですが、GIGAスクール構想の実現には、指導体制の確立が不可欠と思われませんが、5校に対して1名では満足できる支援ができるとは考えにくいのですが、増員する考えがあるか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 文部科学省においては、GIGAスクール構想に係る各施策の目標値を提示していますが、その中では、ICT支援員は4校に1名配置とされております。本町においては、児童生徒の人数規模を考慮しまして、5校に1名としているところでございます。

なお、当支援員の配置と併せて、那珂川町ICT環境整備プロジェクト実行委員会議のアドバイザーとして参画していただいている学識経験者1名を、授業支援に配置することも予定しているところであります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） そうしますと、ICT支援員1名、それから学識経験者1名の2名を指導員として予定しているということでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 業務委託で支援員を雇用する人数は、先ほど申しあげましたように1名となりますが、学識経験者で、今年度何回か教員に対しまして研修を行ってきておりました。学識経験者の方がおまして、来年度以降は授業にも携わっていただきまして、先生の支援に当たるといふことで考えております。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） ぜひ2名の体制でよろしくお願いをしたいと思います。

次に、細目4点の再質問ですが、各学校の情報担当教員でプロジェクト会議を立ち上げ、操作方法や運用管理等々研修しているとのことですが、5校ある小・中学校を指導する各々の教員数と研修期間について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） プロジェクト会議の構成員となる情報担当の教員は、各学校から1名であります。研修期間については、今年度においては3月までとなりますが、4月以降も年間を通して継続的に研修等続け、教員のスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 今年度、コロナ禍でGIGAスクール前倒しの方針変更にご苦労され、教員の確保も苦慮されたことと思います。研修された教員が各学校で伝達研修を行っているということですが、教員各位のさらなるスキルアップのためにも、来年度以降、1人でも多くの教員が研修されるようお願いをしまして、細目5点の再質問に移ります。

運用開始4月との答弁ですが、操作方法の指導などは、別に端末機器を使用した授業を開始する時期との解釈でよろしいのでしょうか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 4月からの運用開始と併せて事業開始することを目標としておりますが、児童生徒にとっては、4月に初めて端末を受け取ることから、しばらくの間は、

操作方法を含めた授業になるものと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 再々質問になると思いますけれども、本格運用というのは、この個別の端末を使って教師が授業を開始するというのは、まだまだ先のことになってしまうのか、今のところ見えないのか、その辺について、今の計画を、時期を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 4月ということで、先ほど答弁させていただきましたが、3月中には端末が入るということで、なるべく早期に学校に端末を設置いたしまして、児童生徒が一日でも早く端末に慣れまして、教育職員も、先ほど申しあげましたプロジェクト会議で持ち帰った教員が学校内で研修をしたり、業者を呼んで校内で研修会もたびたび開いておりますので、目標の4月には運用開始となるべく進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） もうぜひ一日でも早い運用をお願いをしたいと思います。

6番目の再質問に移ります。

インターネット未接続件数は何件あるのか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） アンケートの回答の結果によりますと、数件くらいと考えられます。

なお、町が対応するモバイルWi-Fiルーターの希望者は50名程度と考えております。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） ただいまの答弁ですと、50名のルーターの希望があると。これがありますと、当然インターネットの接続される環境は整うとこういうことですので、これで児童生徒は家庭での学習ができるということだと思いますので、安心したところでございます。

続きまして、細目7点目の再質問でございます。

オンライン授業を実施するとの答弁ですが、オンライン授業を実施する上で、先ほどの通

信環境を整えると。それでインターネット未整備の家庭には、モバイルWi-Fiルーターを貸し出し、通信環境が整うとこういうことでございますけれども、貸し出す機器は無料でございます。しかしながら、通信費が発生すると思われま。この通信費の負担について、町の考え方を伺います。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 通信料につきましては、全ての家庭でご負担いただくこととなりますことから、町からモバイルWi-Fiルーターを借用された家庭におきましても、同様に通信料はご負担いただく考えであります。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 受給者がといいますか、使用者が払うと、こういうご答弁ですので、先日の下野新聞にも、那須塩原市が使用者が払うというふうに具体的に載っておりましたので、それについての再質問は避けたいと思います。

スマホのルーターではなくて、テザリングを活用しての端末機器に接続する方法も一部でございませけれども、今ほとんどの方がスマホを持っていると、こういう中で、ルーターではなくて、テザリングでの活用方法は考えておられるのか、質問させていただきます。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 端末の使用に当たりましては、安全なインターネット環境での使用を前提としておりますことから、教育委員会では、スマホのテザリングを活用することについては、想定はしておりませ。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 了解しました。

細目8、9、10点の再質問はございませ。

使用されるツールがはじめのツールに絶対にならない、させないよう運用管理の徹底をお願いし、1項目めの質問を終わります。

次に、2項目め、地域農林業の維持・活性化について、細目6点について質問いたします。

本町における林野面積は総面積の64%を占めており、馬頭地区の農地は中山間地域を占める割合が多く、さらに東部は土地改良が未整備な圃場が多く、昔ながら棚田地区となっているのが現状でございませ。

そこで、細目1点目、県内初の那珂川町中山間地域活性化協議会が一本化され、1年が経過するが、その成果について伺います。

細目2点目、中山間地域の耕地面積が年々減少しているが、その対応策について伺います。

細目3点目、棚田地域で一番労力を使う作業は、法面の草刈り作業であります。労力軽減のために自動草刈り機に補助をする考えがあるか、伺います。

細目4点目、旧馬頭町、旧大内村、旧大山田村が、昨年、国から指定棚田地域の指定を受けましたが、この指定されたメリットについて伺います。

細目5点目、人・農地プランの具体的施策と地域懇談会の成果について伺います。

細目6点目、森林環境譲与税を活用した森林保護の整備状況と、今後の推進計画について伺います。

以上、2項目めの質問といたします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 地域農林業の維持・活性化についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、那珂川町中山間地域活性化協議会の一本化の成果についてですが、これまで協議会を構成する63集落が、それぞれ中山間地域直接支払交付金の事務処理を行ってまいりましたが、一本化されたことで集落協定広域化加算が措置され、事務員1名の配置ができ、事務の負担が軽減されたところです。

また、集落機能強化加算による外部からの労働力の確保や生産性向上加算によるドローンや斜面草刈り機の導入などにより、効果が期待できるところです。

次に2点目、中山間地域の耕地面積の減少に係る対応策についてですが、那珂川町における耕地面積については、耕地及び作付面積統計において平成26年調査では2,930ヘクタール、令和元年調査では2,870ヘクタールと、60ヘクタールの減少となっており、今後も農業者の高齢化や担い手不足により、減少が見込まれます。

対応策につきましては、国の新規就農者への支援策や町のパイプハウス等を活用した園芸作物の作付支援、鳥獣被害防止機器購入補助、耕作放棄地の再生補助、中山間地域等直接支払交付金を活用した農地の維持管理等により、耕地面積の確保を図っております。

次に3点目、棚田地域における自走草刈り機に対する補助についてですが、今年度は中山間地域等直接支払交付金を活用して斜面草刈り機等を導入し、現在、共同利用体制について協議しているところです。

来年度もこの事業を活用し、斜面草刈り機等の作業軽減を図る機器の導入を図ってまいります。

次に4点目、指定棚田地域の指定のメリットについてですが、中山間地域等直接支払交付金の指定棚田地域振興活動加算が措置されるほか、財政的な支援及び人的な支援を受けることができます。

財政的な支援では、指定棚田地域を対象とする農村交流・体験事業や農業生産活動・加工・販売の促進など様々な事業において、優先的な採択や助成額が上乘せされます。

また、人的な支援では、国の関係省庁の棚田支援関連施策の担当者等がコンシェルジュとなって、指定棚田地域の活用について、計画策定の準備段階から活動実施段階に至るまで、幅広い相談支援を受けることができます。

次に5点目、人・農地プランの具体的施策と地域懇談会の成果についてですが、具体的施策としましては、農地を農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていくほか、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地を良好な状態で維持するための共同活動に取り組むことや地域活性化を図るため都市との交流や農家民泊に取り組むこと、耕作放棄地の発生防止や景観保全のために、菜の花やレンゲなどを育て、蜂蜜の生産を目指すことなどがあります。

話し合いの成果としましては、地域における農業の現状、課題を共有することで、農地の集約化や担い手の確保などを図っていくという方向性を相互に確認することができたことです。

次に6点目、森林環境譲与税を活用した森林保護の整備状況と今後の推進計画についてですが、まず、森林保護の整備状況について、今年度におきましては、那須南森林組合が定める森林経営計画の計画区域外で、栃木県及び那須南森林組合等関係機関と協議の上、大山田下郷地区をモデル地区として、経営管理意向調査を実施しました。

このモデル地区から19名、対象面積12.5ヘクタールを抽出しまして、そのうち2名、2.1ヘクタールについて、経営管理の意向があり、今年度より5年間を計画期間とする経営管理権集積計画を策定し、間伐を実施しました。

今後の推進につきましては、今後4年程度を目途として、引き続き大山田下郷地区をモデル地区と位置づけ、森林経営管理制度により適切な整備に取り組んでまいります。ほかの地域につきましては、栃木県をはじめとする関係機関と連携、協議を進めながら、対象地区を拡大させてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） それでは、再質問に入ります。

細目1点目の再質問でございます。

63集落のメンバーも高齢化の一途をたどっており、事務作業が難しい状況下で事務員が配置され、事務処理が一本化されたのは、一定の成果であると思われま。

先ほど集落機能加算による外部の労働力の確保とは、具体的にどんなことを指すのか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 外部からの労働力の確保、具体的にどんなことかというご質問でございますが、例えば農業に関心がございます学生をインターンシップや農業体験、また営農ボランティアなどを募りまして、労働力の確保ということが考えられます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 先ほどの答弁で、ドローンと斜面草刈り機を導入するという答弁をいただきましたけれども、導入時期と各々の購入台数について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 先ほど答弁いたしましたドローンと斜面草刈り機の導入時期と台数でございますが、それぞれ現在発注をしているところでございまして、3月中には納品がされるということでございますので、導入時期につきましては、4月からということになろうかなと考えております。

導入の台数でございますが、ドローンを2台と斜面草刈り機を5台でございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 細目2点の質問はありません。

細目3点の再質問に移ります。

先日離農された方とお話をする機会がありまして、離農された理由を伺いましたら、本人と奥様、そして息子さん、3人で背負い式の草刈りを使用して、法面の草刈りを年6回以上行っていたが、高齢になって足腰が弱って、息子さん1人に草刈りをやってと言えず、米作りをやめたとのことでした。これだけ草刈りは大変な重労働だというふうに言われております。

それで、先ほど答弁でも草刈り機が5台、それで答弁では、共同利用体制を今後協議する、63集落の中でたった5台でどうやって共同していくのか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 確かに5台では到底間に合わないというところは認識をしているところでございます。来年度以降につきましても、同じような形で導入を考えておりますが、各集落からの要望等を踏まえまして、協議会の中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 次に、4点目の再質問に入ります。

財政的な支援及び人為的な支援が受けられるとの答弁ですが、地域主体で大々的な事業を起こす案がないと、支援が受けられないという理解でよいのかどうか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） なかなか地域でそのようなアイデアであったり取り組みというのは難しいかなと考えているところでございます。まずは、この棚田指定された地域全体として共通の課題に取り組んでいくというような方向で考えております。例えば棚田米のブランド化や農家民泊などに取り組んでいければと考えておりまして、このような事業に取り組む中で、各地域においてさらに発展させるようなアイデアが生まれ、その実現に向け取り組んでいただければ、財政的な支援等が受けられるものと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 小川正典議員。

〔5番 小川正典君登壇〕

○5番（小川正典君） 当町において、農林業のさらなる活性化をされるよう期待し、私の全

での質問を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 5番、小川正典議員の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時51分